名古屋市 第6次 一般廃棄物処理基本計画

~ 「もったいない」のその一歩先へ~

計画期間:令和6(2024)年度~令和22(2040)年度







はじめに

平成11 (1999) 年2月、本市は右肩上がりで増え続けていたごみの減量を呼びかけるため、「ごみ非常事態宣言」を発表しました。

それ以降、市民・事業者の皆様との協働により、徹底した分別・リサイクルに取り組むとともに、「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす発生抑制の取り組みを推進し、総排出量・ごみ処理量・埋立量を大幅に削減することができました。

これもひとえに、市民・事業者の皆様のご協力と地域役員の皆様の献身的なご尽力の賜物です。あらためて、この間の皆様のお力添えに心から感謝申し上げます。

一方で、「ごみ非常事態宣言」から25年が経過し、少子化・高齢化の進行や価値観・コミュニティの多様化、デジタル化の進展など社会が大きく変化しています。加えて、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減が地球規模の課題になるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況も刻々と変化しています。

また、持続可能な開発目標(SGDs)の達成や脱炭素社会の実現、循環経済 (サーキュラーエコノミー)への移行に向けた動きが加速しており、本市にお いても一層の取り組みが求められています。

新たに策定した「第6次一般廃棄物処理基本計画」では、「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念に掲げ、社会の変化に的確に対応しながら、「プラスチックの資源循環」と「食品ロスの削減」に重点を置いた施策を推し進めるとともに、ごみ減量だけではなく資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指してまいります。

従来の「もったいない」の取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、これまでより一歩踏み込んだ取り組みの実践に向け、ともに歩みはじめましょう。

引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目 次

第1	剖	3 ごみ処理基本計画	·· 1
第 1 章		計画の策定にあたって	
A) #			
	1	計画策定の趣旨	
	2	計画の位置づけ	
	3	計画期間	6
	4	計画の構成	7
第2章		本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題	
	1	人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化	8
	2	価値観・コミュニティの多様化	10
	3	デジタル化の進展	11
	4	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	5	脱炭素社会の実現、循環経済への移行	13
第3章		本市のごみ処理・資源化の現状	
	1	人口と世帯数等の推移	14
	2	ごみ処理量等の推移	
	3	ごみと資源の内訳	
	4	ごみ処理・資源化体制 ·······	19
	5		
	6		28
	7	5次計画の振り返り	29
第4章		計画の基本理念と目標値	
	1	#+#	22
		基本理念 ····································	32
	2	目標値	34
第5章		「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の展開	
	1	施策体系	38
	2	重点施策1 プラスチック資源循環の推進	42
	3	重点施策 2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画	52
	4	施策 1 環境にやさしい学びと行動の推進	61
	5		64
	6	施策3 分別・リサイクルの推進	67
	7	施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保	71
	8	施策5 快適に住み続けられるまちづくり	77

第6章 計画の推進に向けて 1 パートナーシップによる計画の推進 2 計画の進行管理 3 取り組みスケジュール	81
第2部 し尿等処理基本計画	··· 87
第1章 計画の策定にあたって	88
第2章 計画の基本方針 1 処理区域内	88
第3章 処理計画 1 し尿等の処理量の将来予測 2 水洗化等普及促進 3 収集・運搬計画 4 処分計画	··· 89 ··· 90
一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会	92

※「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」は、「ごみ処理基本計画」と「し尿等処理基本

計画」から構成し、「食品ロス削減推進計画」を内包しています。

第1部 ごみ処理基本計画

第一章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成11 (1999) 年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、3 R (「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」「再生利用(リサイクル)」)の取り組みを推進するため、平成28 (2016) 年3月に「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」(以下、「5次計画」という。)を策定しました。

5次計画策定以降、令和元(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行されるとともに、「2050年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の一つとして、3R+Renewable(再生可能資源への代替)をはじめとする循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が位置づけられるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本市の人口も減少局面を迎えており、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、自然災害への対応などが引き続き求められているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化がもたらした人々の暮らし・働き方・価値観の変化、デジタル化や脱炭素化に向けた世界的な動きの加速など多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが求められています。

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされており、5次計画は策定から8年が経過しています。

この間、ごみ非常事態宣言から20年以上が経過し、少子化・高齢化の進行、外国人住民の増加やごみ処理量が横ばいの状況などを踏まえ、ごみ・資源の排出が困難な方への支援や「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施などの取り組みを行ってきましたが、今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが必要です。

そこで、全国の高齢人口がピークを迎える令和22 (2040) 年頃を見据え、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取り組みから一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび5次計画を改定し、「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」(以下、「6次計画」という。)を策定しました。

1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりで増え続け、平成10(1998)年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。

本市は、藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため埋立反対の声が高まり、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」悩み抜いた末、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかけるごみ非常事態宣言を発表しました。

ごみ非常事態宣言後は、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめ、様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成12 (2000) 年度のごみ処理量は76.5万トンと、ごみ非常事態宣言に掲げた目標を達成することができました。

【ごみ非常事態宣言発表の経緯】



西1区埋立事業(藤前干潟)



トリプル20

市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み

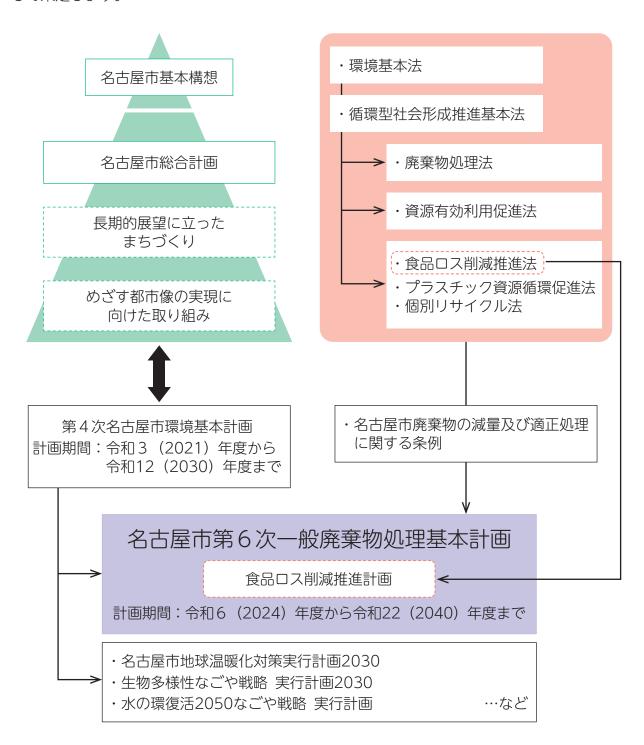
平成11 (1999) 年2月 「ごみ非常事態宣言」 20世紀中に20%、20万トンのごみ減量目標



2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条 第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名 古屋市総合計画」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合を図 りながら総合的・一体的推進を目指します。

また、「食品ロス削減推進法」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定します。



本市では、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めるため、令和3(2021) 年9月に、持続可能な開発目標 (SDGs) の理念を踏まえ、「第4次名古屋市環境基 本計画」を策定しました。

循環型都市の実現に向けた施策については、施策Ⅲ「廃棄物の発生抑制や資源の循 環利用、適正処理を推進する」に位置づけられています。



コラム 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開 発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までの世界目標のこ とで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社 会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。

本市では、令和元(2019)年7月にSDGs達成に向けた取り組みを先導的に進め ていく「SDGs未来都市」に選定され、「名古屋市SDGs未来都市計画」に基づき、 取り組みを進めています。その取り組みの一つに、ごみ・資源の発生抑制、分別・リ サイクルなどの3Rの推進を掲げており、本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、 循環型都市の実現に向けた施策を推進していきます。

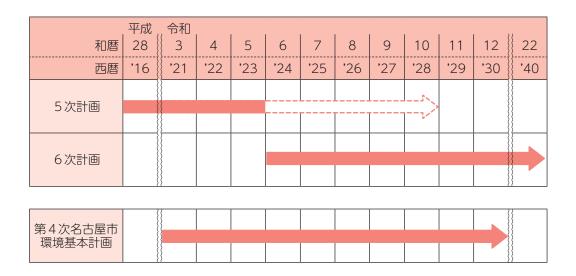
SUSTAINABLE GALS



出典:国際連合広報センターウェブサイト

3 計画期間

計画期間は、令和6 (2024) 年度から令和22 (2040) 年度までの17年間とします。 なお、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



計画の構成 4

本計画は、以下のように本章を含む全6章から構成しています。

第1章 (P2~)

計画の策定にあたって

第2章 (P8~)

本市のごみ処理・資源化を 取り巻く状況と課題

第3章 (P14~)

本市のごみ処理・資源化の 現状

第4章 計画の基本理念と目標値 (P32~)

パートナーシップで支え合う 持続可能な循環型都市なごやをめざします

「協働」	「資源循環」	「安心」	「地球にやさしく」
パートナーシップで 支え合う	3Rが定着し、資源が 循環している	だれもが困ること なく、安心して 住み続けられる	環境負荷が少なく、 地球と共生している
4 100-001 8 1000 9 100-000 12 2000 17	2 (1) 4 200.000 7 10 200.000 11 2	3 meets	11 15 15 15 15 15 15 15

目標値

総排出量

資源分別量 ごみ処理量

埋立量

品目別の

発生抑制・資源分別率

第5章 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の展開 (P38~)

重点施策

プラスチック 資源循環の推進

食品ロスの削減

環境にやさしい学びと行動 施策1 の推進

施策2 2 R (リデュース・リユー ス)の推進

施策3 分別・リサイクルの推進

施策4 安心・安全で適正な収集・ 処理体制の確保

施策5 快適に住み続けられるまち づくり

13 63

第6章 計画の推進に向けて (P80~)



第一章 本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題

5次計画策定以降、少子化・高齢化の進行や外国人住民が増加したほか、新型コロナウイル スの感染拡大により、デジタル化が急速に進展するなど、社会は大きく変化しました。

また、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題の解決に対する機 運の高まりから、脱炭素社会の実現、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた 動きが加速しています。

本章では、6次計画を策定するにあたり、本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題に ついて、以下の項目別に整理します。

- 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化
- 2 価値観・コミュニティの多様化
- 3 デジタル化の進展
- 災害や感染症への対応
- 脱炭素社会の実現、循環経済への移行

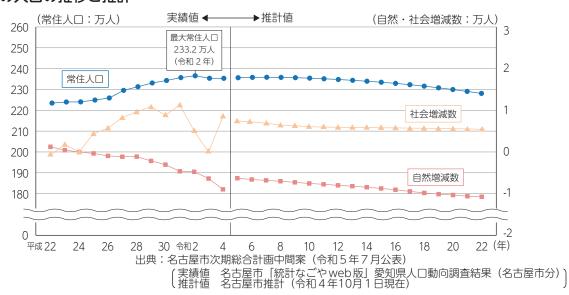
人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

本市の人口は、令和2(2020)年まで24年連続で増加しておりましたが、新型コロナウイ ルスの感染拡大に伴う国外からの転入者が大幅に減少したことなどにより、令和3(2021) 年は減少に転じました。令和4(2022)年は国外からの転入者が再び増加しましたが、人口 は引き続き減少しており、今後も減少傾向は続くと見込まれます。

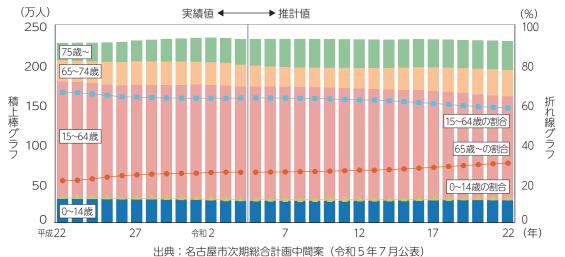
また、単独世帯の増加などにより、世帯数の増加傾向は今後も続くと見込まれており、特に 高齢単身世帯および高齢夫婦世帯が増加することが見込まれます。

このような人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化により、ごみ・資源の発生量は 変動するほか、今後も増加が想定されるごみ・資源の排出が困難な方への排出支援などを行っ ていく必要があります。

本市の人口の推移と推計

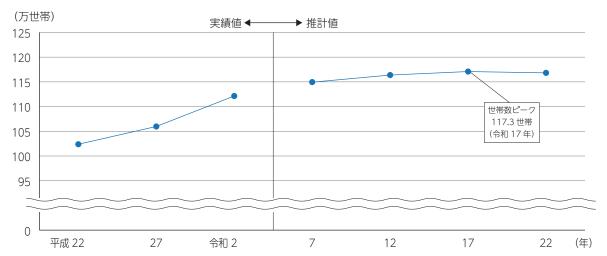


■本市の年齢構成別人口の推移と推計



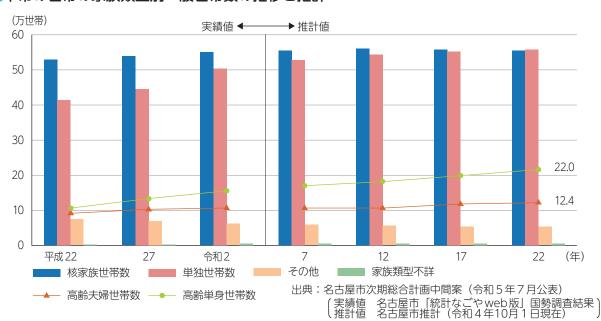
も日屋印入規稿は「国中国条(ヤゼンギノカム衣) (実績値 名古屋市「統計なごやweb版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分) (推計値 名古屋市推計(令和4年10月1日現在)

■本市の世帯数の推移と推計



出典:名古屋市次期総合計画中間案(令和5年7月公表) (実績値 名古屋市「統計なごやweb版」国勢調査結果) 推計値 名古屋市推計(令和4年10月1日現在)

本市の世帯の家族類型別一般世帯数の推移と推計



2 価値観・コミュニティの多様化

社会経済情勢の変化に伴い人々の価値観は多様化しており、モノの「保有」ではなく「利用」を通して価値を得るサービス(シェアリング・エコノミーなど)の普及が進んでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークやデリバリー・テイクアウトが浸透するなど、人々の暮らし・働き方やその価値観は大きく変化しています。

一方で、地域社会においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、SNSなどの新たなコミュニティが拡大するとともに、地域コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会への加入率が低下するなど、市民生活に関わる情報の入手方法等が多様化しています。また、外国人住民は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大幅に減少しましたが、今後は増加傾向が続くと見込まれることから、情報の伝達にはさらなる工夫が必要です。

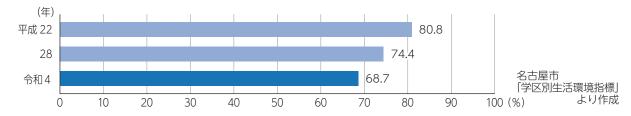
このような状況を踏まえ、新たなサービスの活用等に向けた事業者との連携を進めるとともに、 多様な媒体の活用や情報を発信する対象に応じたきめ細かな広報・啓発を行う必要があります。

■シェアリング・エコノミーの市場規模の推移と予測

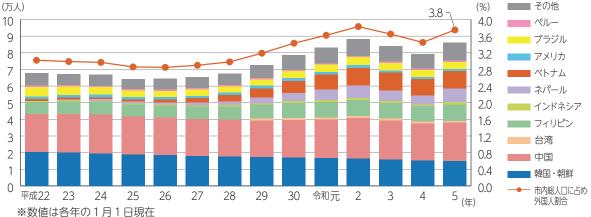


一般社団法人シェアリングエコノミー協会 「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」より作成

■本市における町内会推計加入率の推移



■本市における外国人住民数の推移、国籍別の内訳



※平成22年の「ネパール」は「その他」、平成28年以前の「台湾」は「中国」に含めて記載している。 名古屋市「統計なごやweb版」公簿人口より作成

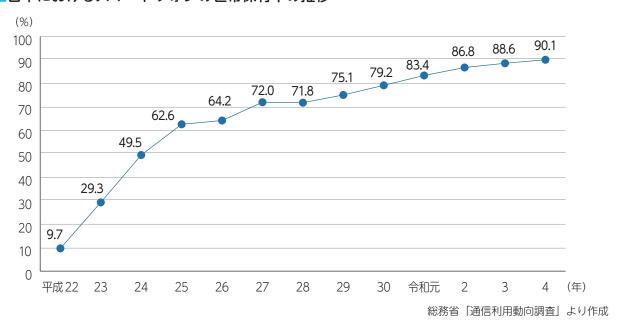
デジタル化の進展

3

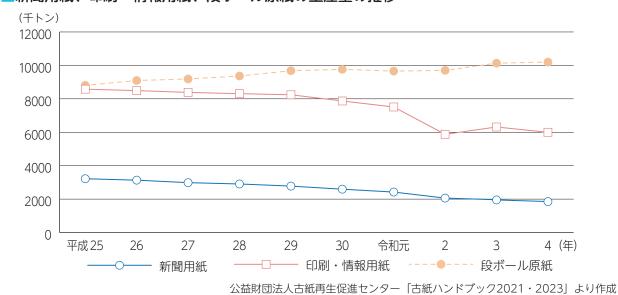
スマートフォンが急速に普及したことなどにより、新聞や雑誌の発生量は減少しています。 一方で、インターネット通販の増加などにより、段ボールの発生量は増加しています。加えて、 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、テレワークやオンライン会議が浸透するなどデジタ ル化が一層進展したことにより、今後もこの傾向は続くと見込まれます。

本市においても令和4(2022)年3月に「名古屋市役所 DX 推進方針」を策定し、デジタル技術やデータの活用を前提とした変革を進め、さらなる市民サービスの向上につなげていくこととしていることから、ごみ・資源の収集・処理においても、デジタル技術やデータの活用により DX を推進していく必要があります。

■日本におけるスマートフォンの世帯保有率の推移



■新聞用紙、印刷・情報用紙、段ボール原紙の生産量の推移



4 災害や感染症への対応

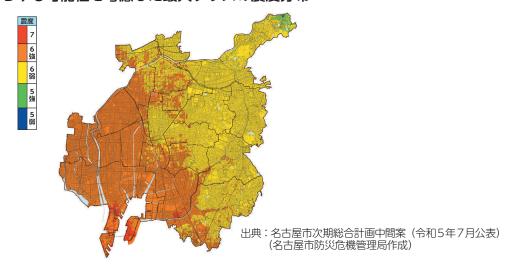
本市では、過去に濃尾地震や伊勢湾台風、東海豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しました。

地震については、駿河湾以西の太平洋岸沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が今後30年間で70~80%(40年間で90%程度)と切迫度を増し、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。風水害についても、全国各地で多発しており、平成30(2018)年7月豪雨や令和元(2019)年東日本台風、令和2(2020)年7月豪雨など、記録的な大雨による甚大かつ広域的な災害が発生しています。

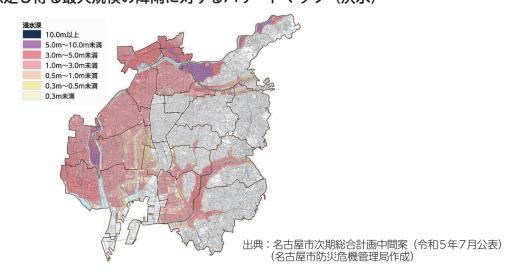
発災時には、市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害廃棄物 を適正かつ迅速に処理していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は世界中に広がり、日本でも感染者の急拡大による医療ひっ 迫に加え、度重なる行動制限、それに伴う経済活動の停滞など、市民生活・経済活動全般にわ たり大きな影響を与えました。今後もいつ発生するかわからない感染症に備え、どのような状 況でも廃棄物処理を継続できる体制の構築が必要です。

本市におけるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布



■本市における想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップ(洪水)



脱炭素社会の実現、循環経済への移行

平成27 (2015) 年に採択されたパリ協定を受けて、世界各国において長期的な目標を見据えた地球温暖化対策が進められています。

そのような中、国は令和3 (2021) 年に「地球温暖化対策推進法」を改正するなど、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に、令和12 (2030) 年度までに温室効果ガス排出量を平成25 (2013) 年度から46%削減することなどを目指すこととしています。

本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、令和12(2030)年度までに市域内の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度から52%削減することを目標とした「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を令和6(2024)年3月に策定しました。

また、これまで当たり前のように享受されてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、人類に豊かさと快適さを与えた一方で、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の損失など様々な環境問題と密接に関係しています。世界全体においては、今後も人口が増加することが見込まれており、資源・エネルギーや食料需要が増大し、プラスチックや食品口スをはじめとした廃棄物の発生量が増加することが想定されているため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が求められています。

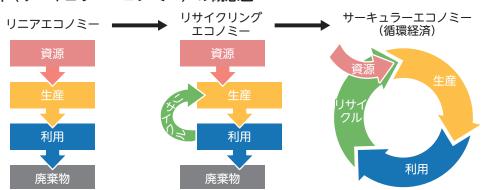
このような状況を踏まえ、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rに加え、資源循環とビジネスが融合した社会の形成を図り、脱炭素社会の実現、循環経済への移行に取り組んでいく必要があります。

■本市の温室効果ガス排出量の推移

5



■循環経済(サーキュラーエコノミー)の概念図



出典:愛知県「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」

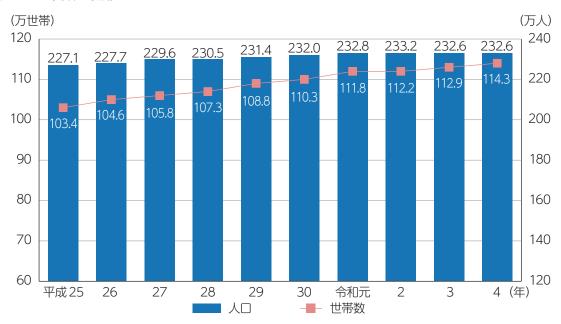


本市のごみ処理・資源化の現状

1 人口と世帯数等の推移

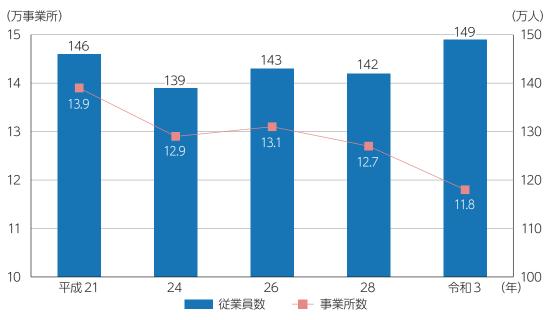
本市においては、人口・世帯数ともに概ね増加傾向で推移しており、令和4(2022)年10月1日現在の人口は、約232万6千人、世帯数は約114万3千世帯となっています。 事業所数については、概ね12万事業所前後、従業員数は140万人前後で推移しています。

人口と世帯数の推移



※数値は各年の10月1日現在

事業所数と従業員数の推移

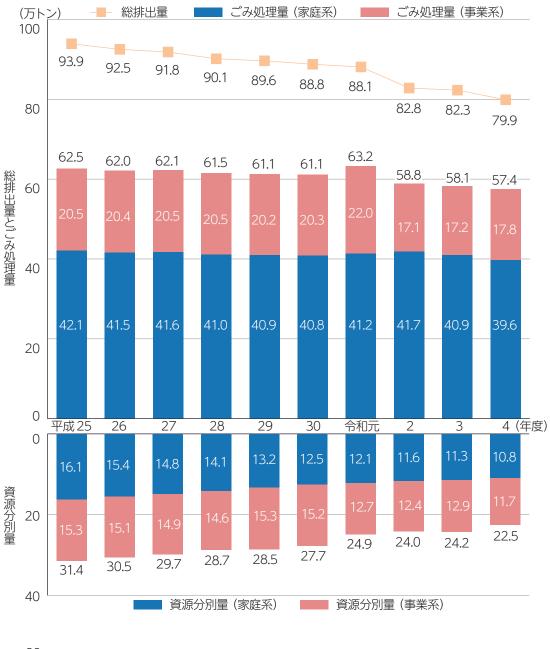


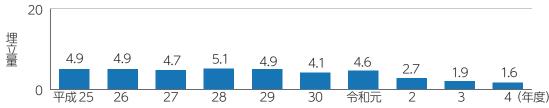
※平成21年、平成26年は「経済センサス-基礎調査」、平成24年、平成28年、令和3年は「経済センサス-活動調査」
※「経済センサス-基礎調査」と「経済センサス-活動調査」では調査方法が若干異なるため、単純な比較はできない。

2 ごみ処理量等の推移

総排出量及び資源分別量については、減少が続いています。ごみ処理量については、横ばいの状況が続いておりましたが、令和2(2020)年度以降は減少しています。

埋立量については、令和2 (2020) 年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。





※総排出量=ごみ処理量+資源分別量

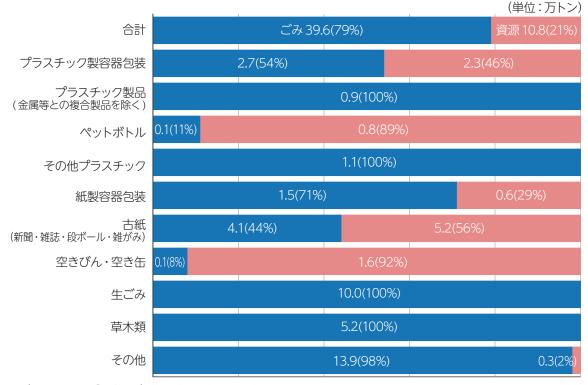
※資源分別量=市が収集し、再商品化事業者等に引き渡した量+家庭系・事業系の自主回収量 事業系の自主資源回収量は、事業用大規模建築物(延べ面積3,000 ㎡以上)の減量計画書の集計をもとに推計 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

ごみと資源の内訳

(1) ごみ・資源の分別状況

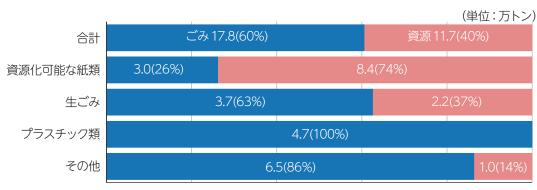
令和4(2022)年度のごみ・資源の内訳は以下のとおりです。

【家庭系】



※ごみの内訳は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計 ※資源の内訳は、市収集分と家庭系自主回収量の合計 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

【事業系】



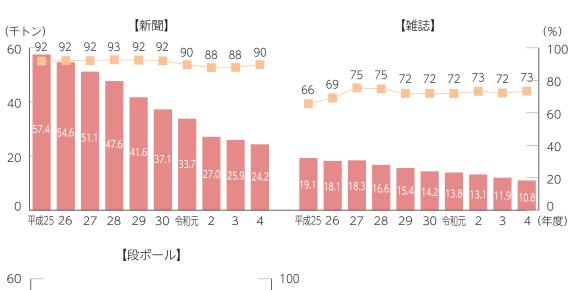
※ごみの内訳は、「事業系ごみ細組成調査」により推計 ※資源の内訳は、事業用大規模建築物(延べ面積3,000㎡以上)の減量計画書の集計をもとに推計

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 品目別の資源分別率の推移

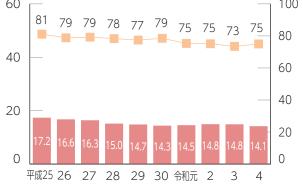
プラスチック製容器包装・紙製容器包装・雑がみの資源分別率は横ばいの状態が続いています。一方で、ペットボトル・空きびん・空き缶や新聞・雑誌・段ボールは高い資源分別率を維持しています。





── 資源分別率

資源分別量



※資源分別率は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量 + ごみの中に含まれていた資源の推計量)」により算定 ※ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計 ※資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計 ※スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。 ※雑がみ、新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

こみ処理・資源化体制

(1) 収集区分及び収集方法

本市では、以下の区分で収集し、処理しています。なお、古紙等については、市民等の自主的な活動により回収されています。

		区分	収集回数	収集方法	
	可炒	然ごみ	週2回		
	発り	火性危険物 	,	指定袋による原則各戸収集	
	不然	然ごみ	月1回		
	粗フ	大ごみ	/	事前申込制による原則各戸収集	
	蛍)	光管・水銀体温計等	 随時	拠点回収	
	環境	竟美化ごみ			
	電池	也類		無色透明の袋による原則各戸収集	
市		プラスチック資源		指定袋による原則各戸収集	
市収集		紙製容器包装・雑がみ		指定袋によるステーション収集	
		空きびん	週1回 [収集容器によるステーション収集	
		空き缶		指定袋(一部区は収集容器)による ステーション収集	
		ペットボトル		指定袋によるステーション収集	
	資源	7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	源	紙パック	 随時	 拠点回収	
		小型家電・充電式家電		按照回収	
		食用油			
自		古紙(新聞・雑誌・段 ボール等)	実施団体	集団資源回収(各戸・拠点)、リサイクルス	
目主回収		衣類・布類	による	テーション、古紙リサイクルセンターでの 回収、新聞販売店による回収	
4X		金属類等			

令和6年4月1日現在

このほか、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみについては、排出者自ら処理施設に搬入すること(以下、「自己搬入」という。)ができるものとします。

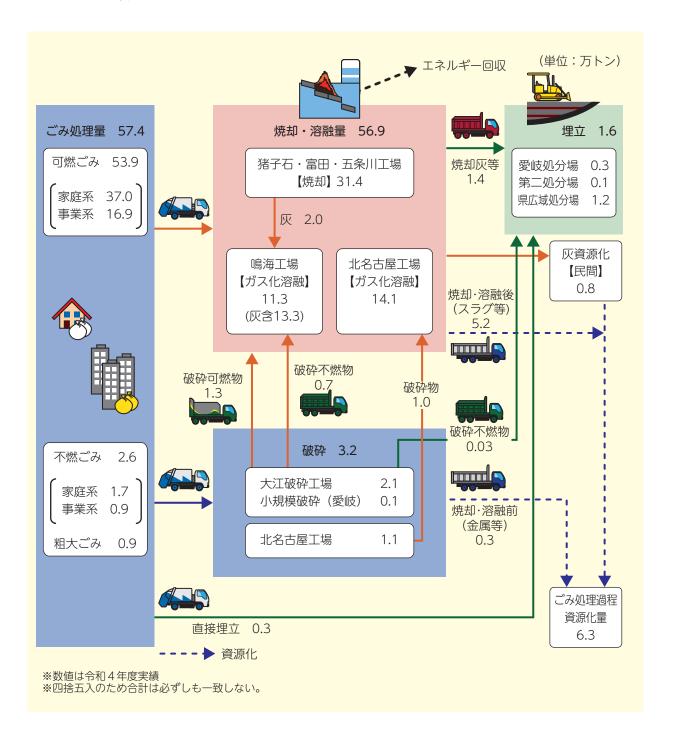
また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ (一時多量ごみ等) については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者(以下、「許可業者」という。) に、収集及び運搬を委託できるものとします。

なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、自己搬入または許可業者が収集・運搬 し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。

(2) ごみ処理の仕組み

可燃ごみは5つの焼却工場で焼却・溶融し、発生した焼却灰は鳴海工場や民間施設で資源化し、一部を埋立しています。

不燃・粗大ごみは破砕施設で破砕し、主に鳴海工場や北名古屋工場で溶融しています。 破砕施設で選別した金属等や、鳴海工場及び北名古屋工場で溶融により発生したスラグ等は、 資源として回収しています。

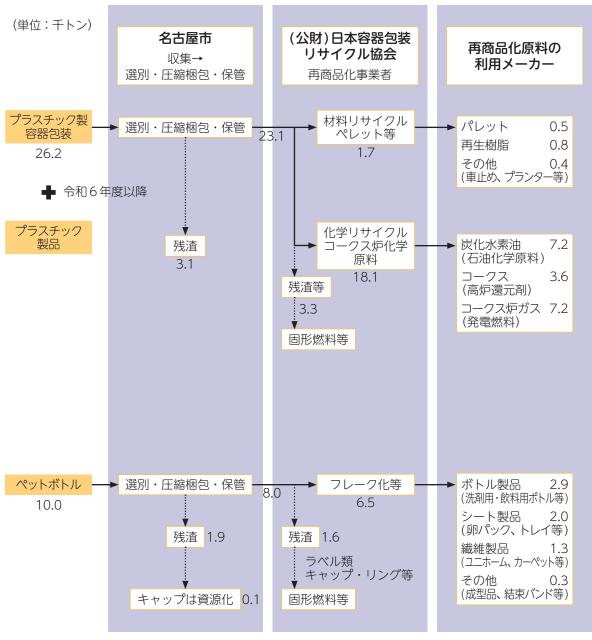


(3) 資源のゆくえ

① プラスチック資源、ペットボトル

市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は、(公財)日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。

令和6(2024)年度以降は、プラスチック資源の一括収集の実施に伴い、プラスチック製品もプラスチック製容器包装と同様に(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化します。

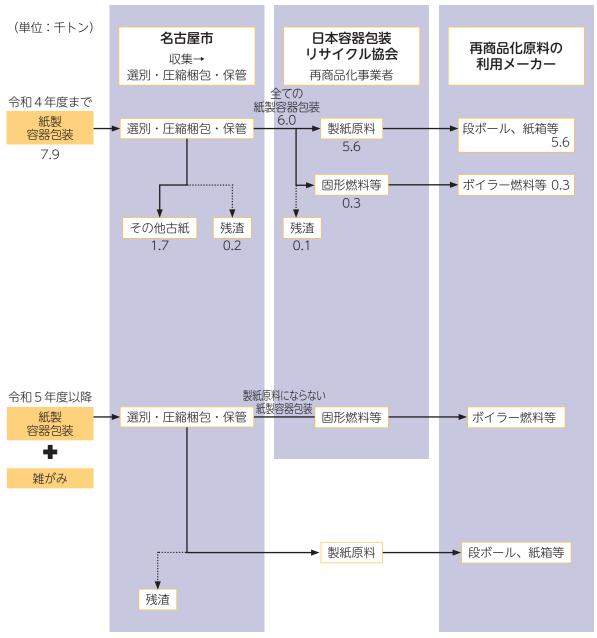


[※]数値は令和4年度実績

[※]再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

② 紙製容器包装・雑がみ

令和4(2022)年度までは、市が収集・選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していましたが、令和5(2023)年度以降は製紙原料になるものは民間の古紙ルートに引き渡し、再商品化しています。製紙原料にならないものは、引き続き(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。

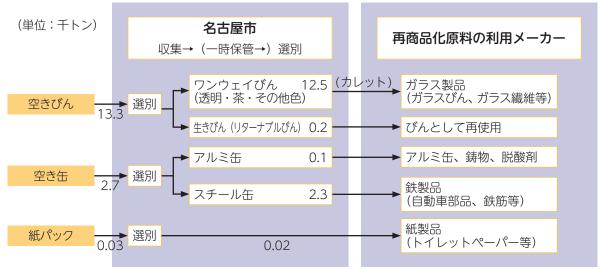


※数値は令和4年度実績

※再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

③ 空きびん、空き缶、紙パック

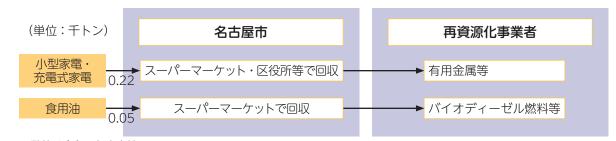
選別等の後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



※数値は令和4年度実績

4 小型家電・充電式家電、食用油

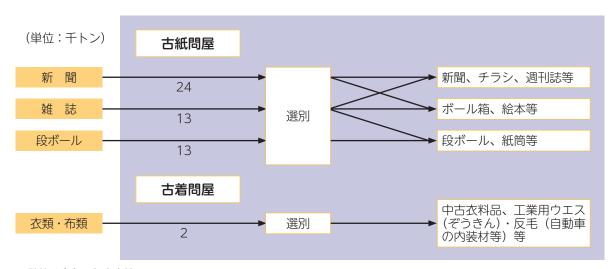
市が回収した後、再資源化事業者により資源化されます。



※数値は令和4年度実績 ※充電式家電は環境事業所のみで回収

5 古紙、衣類・布類

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や衣類・布類の資源化の流れは 以下のとおりです。



※数値は令和4年度実績 ※雑誌には雑がみを含む。

(4) ごみ処理施設の概要

アー焼却工場

施設名	設備規模	所在地	完成年月
猪子石工場	600トン/24h	千種区香流橋一丁目101番	平成14年3月
五条川工場	560トン/24h	あま市中萱津奥野	平成16年7月
鳴海工場	530トン/24h (可燃ごみ等450トン/24h) (他工場焼却灰80トン/24h)	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月
北名古屋工場	660トン/24h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
富田工場	450トン/24h	中川区吉津四丁目3208番地	令和2年6月
南陽工場 (設備更新中)	560トン/24h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

イ 破砕施設

施設名	設備規模	所在地	完成年月
愛 岐 処 分 場小規模破砕施設	20トン/5h	岐阜県多治見市愛岐処分場内	平成5年7月
大江破砕工場	400トン/5h	港区本星崎町字南4047番地の13	平成9年3月
北名古屋工場	50トン/5h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
南陽工場 (設備更新中)	100トン/5h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

ウ 埋立処分場

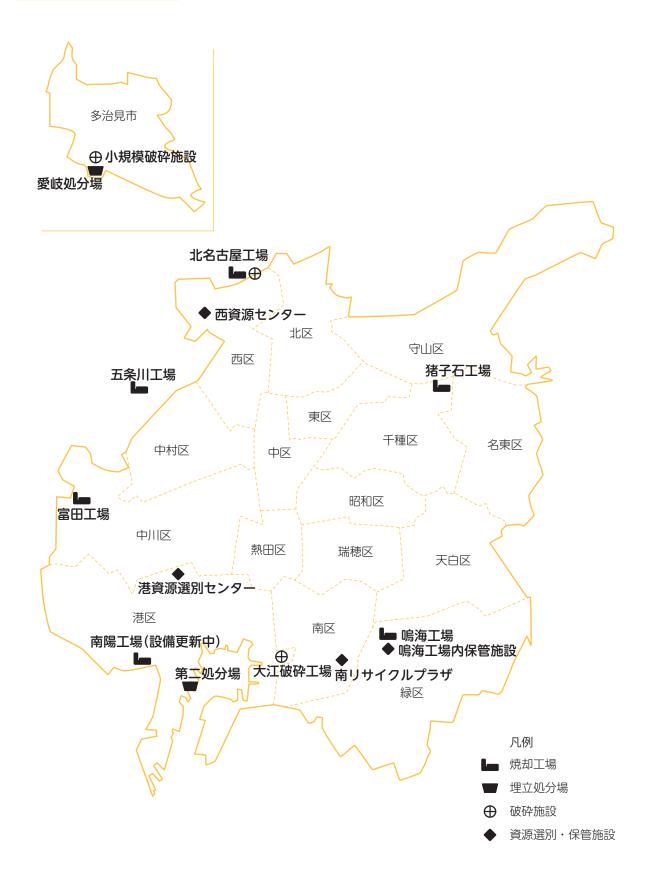
施設名	総面積(埋立面積) 埋立容量(残余容量 [*])	所在地	開設年月
愛岐処分場	1,090千㎡ (252千㎡) 444万㎡ (38万㎡)	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	昭和57年7月
第二処分場	21千㎡(11千㎡) 9.6万㎡(6万㎡)	港区潮凪町67番地先	平成27年5月

[※]令和5年4月1日現在

エ 資源選別・保管施設

施設名	設備能力	所在地	完成年月
港資源選別センター	空きびん(選別) 20トン/日 空き缶 (選別) 10トン/日	港区正徳町6丁目69番地の1	平成6年3月
西資源センター	空きびん (一時保管) 30トン/日空き缶 (一時保管) 15トン/日ペットボトル(選別・圧縮保管) 4トン/日	西区新木町61番地及び 十方町36番地の2	平成11年3月
南リサイクルプラザ	空きびん(一時保管) 23トン/日空き缶(一時保管) 13トン/日空き缶(一時保管) 13トン/日ペットボトル(選別・圧縮保管) 9トン/日紙パック(選別・保管) 2トン/日	南区元塩町6丁目8番地の5	平成17年3月
鳴海工場内保管施設	空きびん(一時保管) 22トン/日空き缶(一時保管) 6トン/日	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月

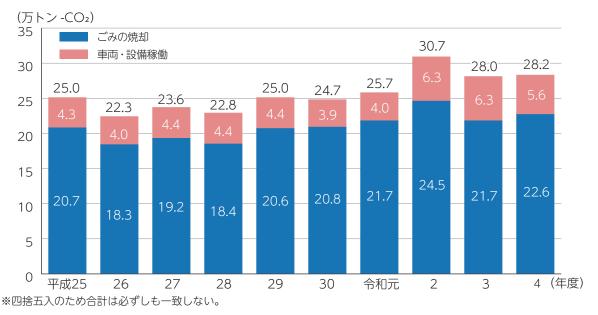
オーごみ処理施設配置図



5 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等

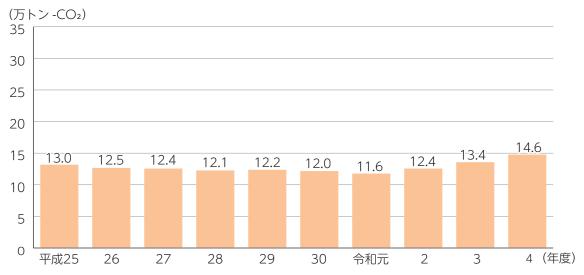
(1) ごみ処理事業における温室効果ガス排出量

ごみ処理事業における温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりです。ごみの焼却や車両・ 設備稼働に伴い温室効果ガスが排出されており、大半がプラスチック類の焼却に伴い発生する 二酸化炭素です。(プラスチックの発生量等についてはP44参照)



(2) 焼却工場における熱エネルギーの有効利用

焼却工場では、ごみを処理するだけではなく、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用により発電しており、この電気は工場内や周辺施設で使用するほか、余剰分は売却しています。 下のグラフは、焼却工場の発電により、電気事業者が発電に伴って排出するはずであった温 室効果ガスの抑制に寄与したと考えられる量を表したものです。



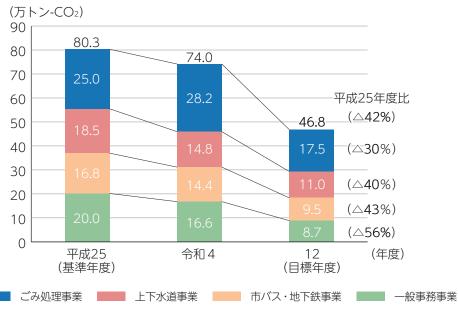
「地球温暖化対策推進法」の改正など脱炭素社会の実現に向けた国の動きを踏まえ、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、令和12(2030)年度までに市域内の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度から52%削減することを目標とした「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を令和6(2024)年3月に策定しました。

市役所自らも、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組み、ごみ処理事業においては、本計画(第6次一般廃棄物処理基本計画)に基づき、ごみ処理量を削減することなどにより、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度から30%削減することを目標としています。

〈市役所の温室効果ガス排出量削減目標〉

(万トン-CO₂)

	平成25年度	令和4年度	令和12年度目標	
	(基準年度)	卫仙4		平成25年度比
一般事務事業	20.0	16.6	8.7	△56%
市バス・地下鉄事業	16.8	14.4	9.5	△43%
上下水道事業	18.5	14.8	11.0	△40%
ごみ処理事業	25.0	28.2	17.5	△30%
全体	80.3	74.0	46.8	△42%

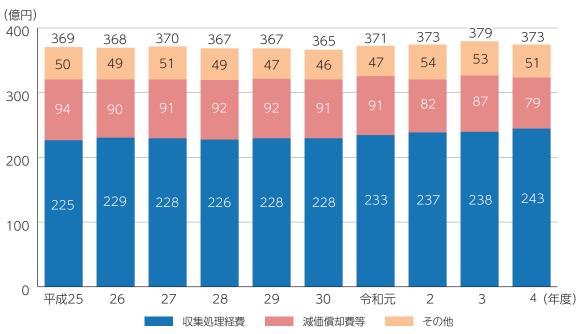


※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

6 ごみ処理・資源化事業に伴う経費

(1) 経費の推移

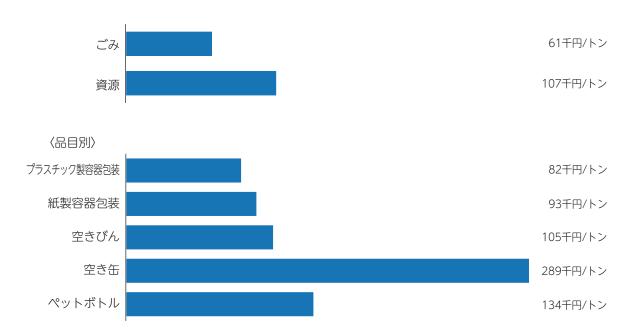
ごみ処理・資源化事業に伴う経費の推移は以下のとおりです。



※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) ごみ・資源の処理原価

令和4(2022)年度のごみ・資源の処理原価は以下のとおりです。



※処理原価とは、1トン当たりの処理経費を算出したもの。 原価要素として、人件費、物件費、減価償却費、起債利子を算出している。

5次計画の振り返り

(1) 5次計画の概要

5次計画は、平成11 (1999) 年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市を目指すことを基本理念に掲げた計画です。

また、「名古屋市総合計画2018」を踏まえた5次計画の目標値を設定し、4つの基本方針に基づいた施策を行い、「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」を目指し策定しました。

めざすまちの姿(「名古屋市総合計画2018」)

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が 最小限に抑えられている

3Rの推進

環境にも配慮した安定的・ 効率的な処理体制の確保

第5次一般廃棄物処理基本計画

基本理念

市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、 持続可能な循環型都市をめざします。

基本方針 1 協働

基本方針2 **2Rの推進**

基本方針3 分別・リサイクルの推進

基本方針4 環境に配慮した施設整備

ごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を支えた 市民・事業者との協働による「分別文化」

(2) 5次計画の進捗状況

5次計画の主な指標の進捗状況は以下のとおりです。

	七 描	基準年度	現 状	目標
	指標	平成26年度	令和4年度	令和10年度
	総排出量	93万トン	79.9万トン	91万トン
	家庭系	57万トン	50.4万トン	56万トン
	事業系	36万トン	29.5万トン	35万トン
	資源分別量	31万トン	22.5万トン	39万トン
	家庭系	15万トン	10.8万トン	20万トン
	事業系	15万トン	11.7万トン	19万トン
	ごみ処理量	62万トン	57.4万トン	52万トン ^{※1}
	〈市外分を含む場合〉	〈67万トン〉	〈62.5万トン〉	〈57万トン〉
	家庭系	42万トン	39.6万トン	37万トン
	事業系	20万トン	17.8万トン	15万トン
	埋立量	4.9万トン	1.6万トン	1.5万トン ^{*1}
<	市外分を含む場合〉	〈5.2万トン〉	〈2.0万トン〉	〈1.8万トン〉

[※]四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(3) 5次計画の評価・課題

平成28 (2016) 年度以降、5次計画の「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」という基本理念に基づき、市民・事業者との協働をベースに、3 Rの取り組みを推進するとともに、環境に配慮した施設整備に取り組んできました。

(2 Rの推進)

平成13 (2001) 年5月に市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する「容器・包装3R推進協議会」を設置し、レジ袋の有料化を実施するなど容器包装の削減を中心に進めてきましたが、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを推進するため、平成29 (2017) 年6月に「食品ロス削減推進部会」を設置するとともに、「2R推進実行委員会」に名称変更を行いました。(2R推進実行委員会についてはP41参照)

使い捨てプラスチックの削減については、市民にプラスチック問題の現状を伝え、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促すため、動画配信による啓発を行ったほか、スーパーやコンビニなどで使い捨てスプーン・フォークなどの辞退を呼びかけました。

^{※1} 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、埋立量は2.0万トンとなる。

食品ロスの削減については、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・賞味期限と消費期限の正しい理解などの周知活動を行うとともに、「フードドライブ」の実施、「食べ残しゼロ協力店」の広報などを行ったほか、10月の「食品ロス削減月間」の取り組みとして、食品ロス削減に関する募集キャンペーンや動画配信による啓発を行いました。

また、リユースの推進については、粗大ごみとして排出されたごみのうち再使用可能な家具類の展示・販売を行ったほか、アップサイクルの認知度向上を図るため、事業者等と連携した啓発イベントを実施しました。

こうした発生抑制の取り組みに加え、新聞・雑誌の発生量が減少したことなどにより、総排 出量は目標値を大幅に上回って減少しています。今後は、「食品ロス削減推進法」、「プラスチッ ク資源循環促進法」において、食品ロスやプラスチック問題への対応が求められていることか ら、本市においても食品ロスの削減やプラスチック資源循環を推進するために重点的に取り組 んでいく必要があります。

(分別・リサイクルの推進)

分別・リサイクルの取り組みについては、引き続き保健環境委員をはじめとした地域役員の 皆様にご協力いただきながら、分別ルールが伝わりにくい、学生、外国人、転入者等を対象と した広報や分別推進員等による適正排出の周知を行いました。

令和2 (2020) 年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業系ごみが大幅に減少しているほか、家庭系ごみも令和3 (2021) 年度以降は減少しており、ごみ処理量は目標値達成に向け順調に減少していますが、未だごみの中に多くの資源が含まれています。

今後は、少子化・高齢化のさらなる進行や外国人住民の増加などが見込まれることから、「分かりやすい・分けやすい」分別区分による分別収集を実施するとともに、ターゲットに応じた 広報を実施することなどにより、資源分別率を向上させる必要があります。

(環境に配慮した施設整備)

焼却工場の整備については、南陽工場を休止し、北名古屋工場及び富田工場が稼働したことで、設備規模が平準化し5工場稼働で施設整備を進められる体制となりました。整備にあたっては、高効率発電設備の導入などによりエネルギー回収の推進を図りました。

埋立量については、灰の全量資源化を行う北名古屋工場の稼働で埋立量は大幅に減少し、目標値を達成しました。

しかしながら、埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要すことから、 今後も処分場の負荷を軽減するとともに、環境に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

(拡大生産者責任の徹底)

5次計画では、拡大生産者責任の徹底による削減を見込んだ目標値を設定し、国に対して法整備による拡大生産者責任の徹底についての要望を行ってきましたが、未だ法整備には至っていません。(拡大生産者責任についてはP77参照)

そのような状況の中、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針の策定や製造事業者等による自主回収促進等の枠組みが盛り込まれるなど、一定の見直しが図られています。

今後も拡大生産者責任の徹底に向け、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く 状況・課題などを踏まえながら、国に対して働きかけを行っていきます。



計画の基本理念と目標値

1 基本理念

パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします

第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題等を踏まえ、令和22 (2040) 年頃の名古屋の姿を見据えて「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめ ざします」を基本理念として掲げます。

さらに、上述の基本理念を4つの方向性に分類し以下のように示します。この基本理念及び 方向性を踏まえながら、総合的かつ計画的に循環型都市の実現に向けた取り組みを進めていき ます。

方向性1

「協働」~パートナーシップで支え合うまちをめざします~

平成11 (1999) 年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、名古屋が培ってきた市民・ 事業者・行政のパートナーシップをベースに、それぞれの持つ強みや得意とすることを生かしながら、皆で協力・連携し持続可能な循環型都市の形成を目指します。

方向性2

「資源循環 | ~3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします~

これまで進めてきた 3 R (「発生抑制 (リデュース)」「再使用 (リユース)」「再 生利用 (リサイクル)」)の取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』 を合言葉に、資源の投入量・消費量を抑え、廃棄されるものを最小化しながら資源 を効率よく循環させることのできる循環型都市の形成を目指します。

方向性3

「安心」~だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします~

人口減少、少子化・高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など社会情勢の変化に対して的確に対応しながら、ごみ・資源の収集・処理を確実に実施するとともに、人と人との支え合いを通して、だれもが困ることなく安心して住み続けられる都市の形成を目指します。

方向性4

「地球にやさしく」~環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします~

循環型社会を目指すにあたっては、脱炭素社会や自然共生社会と密接に絡み合っていることを踏まえ、統合的に取り組みを推進していくことが大切であり、将来世代にわたって地球の恵みを享受できるよう、環境負荷が少なく地球と共生した都市の形成を目指します。

ごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題

人口減少・高齢化の進行

デジタル化の進展

循環経済への移行

価値観の多様化

災害や感染症への対応

プラスチック資源循環の推進

外国人住民の増加

脱炭素社会の実現

食品ロスの削減

目指す方向性

「協働」

パートナーシップで 支え合う

「資源循環」

3 R が定着し、資源が 循環している

基本理念

パートナーシップで支え合う 持続可能な循環型都市なごや をめざします

「地球にやさしく」

環境負荷が少なく、 地球と共生 している

「安心」

だれもが困ること なく、安心して 住み続けられる

「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策を推進

2 目標値

(1) 潜在排出量の推計

6次計画の目標値を設定するにあたり、第2章で示した人□・世帯数の見通しや社会経済情勢の変化等を踏まえ、潜在排出量を推計しました。

潜在排出量とは、現在実施している施策を維持した場合における市民・事業者から排出される可能性のあるごみ・資源の発生量の合計です。

【増減要素と発生量の見込み】

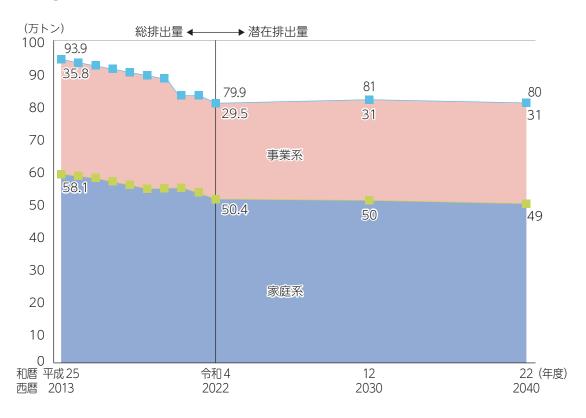
家庭玄

- ●人口減少により、ごみ・資源の発生量は減少
- 1 世帯あたりの人員が減少することにより、1 人あたりのごみ・資源の発生量は増加
- ●デジタル化の進展等により、新聞・雑誌の発生量は減少、段ボールの発生量は 増加
- ●高齢化の進行により、紙おむつの発生量は増加

事業が

- ●新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことによる社会経済 活動の回復に伴い、ごみ・資源の発生量は増加
- ●リニア中央新幹線の開業に伴う再開発により、ごみ・資源の発生量は増加
- ●高齢化の進行により、紙おむつの発生量は増加

【推計結果】



(2)目標値

潜在排出量に対し、品目別の発生抑制率と資源分別率 (P37) を設定し、令和12 (2030) 年度と令和22 (2040) 年度の目標値を以下のとおり示します。

〈総排出量〉

使い捨てプラスチックや食品ロスなどの発生抑制の取り組みを進めることにより、総排出量の削減に努め、令和12(2030)年度に79万トン、令和22(2040)年度に78万トンを目指します。

〈資源分別量〉

資源分別率が高い新聞・雑誌の発生量は今後も減少していく見込みですが、資源分別率が低い品目の分別・リサイクルを進めることにより、資源分別量の増加に努め、令和12(2030)年度、令和22(2040)年度ともに25万トンを目指します。

〈ごみ処理量〉

発生抑制の取り組みに加え、分別・リサイクルの取り組みを進めることにより、ごみ処理量の削減に努め、令和12(2030)年度に55万トン、令和22(2040)年度に53万トンを目指します。

〈埋立量〉

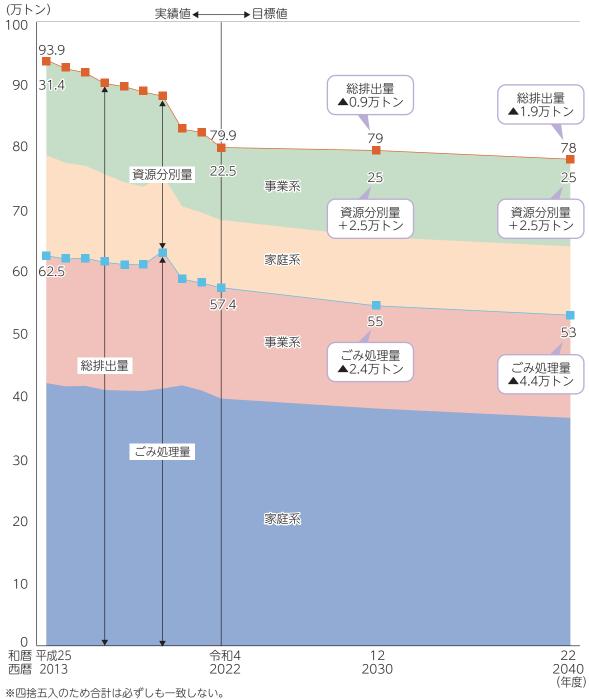
ごみ処理量の削減に加え、焼却灰の資源化を進めることにより、埋立量の削減に努め、令和 12(2030)年度に4.8万トン*1、令和22(2040)年度に1.5万トンを目指します。

		基準年度	目標値		
	指標	令和 4 (2022) 年度	令和12(2030) 年度	令和22(2040) 年度	
総排出量		79.9万トン	79万トン	78万トン	
	家庭系	50.4万トン	49万トン	48万トン	
	事業系	29.5万トン	30万トン	30万トン	
	資源分別量	22.5万トン	25万トン	25万トン	
	家庭系	10.8万トン	11万トン	11万トン	
	事業系	11.7万トン	14万トン	14万トン	
	ごみ処理量	57.4万トン	55万トン	53万トン	
	〈市外分を含む場合〉	〈62.5万トン〉	〈60万トン〉	〈58万トン〉	
	家庭系	39.6万トン	38万トン	36万トン	
	事業系	17.8万トン	17万トン	16万トン	
	埋立量	1.6万トン	4.8万トン ^{*1}	1.5万トン	
⟨┌	市外分を含む場合〉	〈2.0万トン〉	〈5.1万トン〉	〈1.8万トン〉	

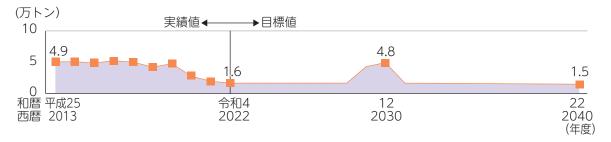
[※] 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

^{※1} 令和11(2029)年度から令和12(2030)年度にかけて、埋立量の削減に大きく貢献する鳴海工場が大規模改修により休止するため、目標値には一時的な増加を見込んでいます。 鳴海工場休止期間中においては、焼却灰のさらなる資源化と鳴海工場の適正な施工の確保を前提とした休止期間の短縮に努めます。

〈総排出量・資源分別量・ごみ処理量の推移と目標値〉



〈埋立量の推移と目標値〉



〈品目別の発生抑制率・資源分別率〉

	家庭系	事業系		
	<mark>発生抑制</mark> ・使い捨てプラスチック ^{*1}	発生抑制等 ・使い捨てプラスチック ^{*1}		
	令和12年度 令和22年度	令和12年度 令和22年度		
プ	令和4年度比 10%削減	令和4年度比		
プラスチ	<mark>資源分別率</mark> ・プラスチック製容器包装			
ック	令和 4 年度 令和 12 年度 令和 22 年度 46% 60% 60%	令和6年4月に開始のプラスチック資源一括収集を進め、令和22年度に同水準の資源分別率を目指します。		
	・プラスチック製品			
	令和4年度 令和12年度 令和22年度 - 30% 60%			
	発生抑制 ・食品□ス	発生抑制 ・食品ロス		
生	令和12年度 令和22年度	令和12年度 令和22年度		
しみ (<	令和4年度比 5%削減	令和4年度比 5 %削減 → 10%削減		
(食品口		資源分別率 ・生ごみ		
コス)	※食品ロスについては「食品ロス 削減推進計画 (P56)」におい	令和4年度 令和12年度 令和22年度		
	て削減目標を掲げています。	37% → 50% → 50%		
	資源分別率	資源分別率		
	・紙製容器包装 令和4年度 令和12年度 令和22年度	・資源化可能な紙類 令和4年度 令和12年度 令和22年度		
	令和 4 年度 令和 1 2 年度 令和 2 2 年度 29% 40% 40%	令和 4 年度 令和12年度 令和22年度 74% → 80% → 80%		
紙	・雑がみ			
和氏	令和4年度 令和12年度 令和22年度	令和5年4月に開始した紙製容器		
	8% → 20% → 40%	包装・雑がみの一括収集を進め、 令和22年度に同水準の資源分別		
		率を目指します。		
W CD -		ールの資源分別率については、それぞれ高い水準を		

[※]空きびん・空き缶・ペットボトルや新聞・雑誌・段ボールの資源分別率については、それぞれ高い水準を維持していますので、引き続き数値の維持・向上に努めることとします。
※1 使い捨てプラスチックは、レジ袋やペットボトルなどの容器包装、使い捨てスプーンなどのプラスチック製品を指します。



「持続可能な循環型都市」の実現に向けた 施策の展開

1 施策体系

第4章において掲げた基本理念「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」と4つの目指す方向性「協働」「資源循環」「安心」「地球にやさしく」を踏まえ、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題に対して重点的に展開する2つの施策と5つの基本的な施策を以下のように示します。

〈重点施策〉

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは私たちの生活に欠かせないものですが、海洋汚染や地球温暖化などプラスチックが関係する環境問題が世界的な課題となっており、本市においても世界や国の動きに対応しプラスチックの削減をさらに推し進めていく必要があります。そこで、「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、プラスチック問題についての環境教育・情報発信を進めるとともに、「減らす」「大切につかう」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開します。

重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっています。そのような中、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村にもさらなる食品ロス削減の取り組みが求められています。そこで、「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、食品ロス削減に向けた目標を設定し、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で主体的に食品ロスの削減を進められるよう施策・取り組みを展開します。

〈基本的な施策〉

施策 1 環境にやさしい学びと行動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の 方々への環境学習を推進し、多様なステークホルダーや媒体を活用した情報発信や環境にやさ しい行動に結びつけてもらうための施策が求められています。そこで、「環境にやさしい学び と行動の推進」を施策1として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

①環境学習の推進

②情報発信と行動の展開

施策2 2R (リデュース・リユース) の推進

ごみも資源も元から減らすためには、暮らしや事業活動において使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルを転換し、『「もったいない」のその一歩先』を意識した施策を展開することが必要です。そこで、「2R (リデュース・リユース) の推進」を施策2として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 **◀◀◀◀**◀

③使い捨てプラスチック の削減

④食品ロスの削減

⑤モノを大切にする 意識の醸成

施策3 分別・リサイクルの推進

市民・事業者の分別意識向上のためには、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の設定やそれぞれのライフスタイル・価値観に合わせた広報・啓発を実施することが必要です。また、資源を効率よく循環させるためには、市民・事業者の取り組みを支援し、連携することが求められます。そこで、「分別・リサイクルの推進」を施策3として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀

⑥ 「分かりやすい・分けやすい」 区分による分別収集の実施 ⑦分別意識のさらなる

⑧リサイクルの さらなる推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

生活基盤としてのごみ収集・処理を安心かつ安全に継続させるためには、社会課題に的確に対応するとともに、有事に適切に対応できる収集・処理体制を確保することが求められます。また、焼却工場や処分場等の施設整備は、環境負荷に配慮しながら計画的かつ安定的に進めることが必要不可欠です。そこで、「安心・安全で適正な収集・処理体制の確保」を施策4として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

⑨社会課題に対応した 収集・処理の推進 ⑩計画的かつ環境に 配慮した施設整備

①長期的かつ安定的な 埋立処分場の確保

施策5 快適に住み続けられるまちづくり

循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、持続可能な仕組みづくりを進めるなど循環型の社会経済システムの構築が求められています。また、快適に住み続けるためには、不法投棄・ポイ捨てを防止する施策を推進し、きれいなまちづくりを進めることが必要です。そこで、「快適に住み続けられるまちづくり」を施策5として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶▶ 施策の柱 **◀◀◀◀◀**◀

②循環型社会に向けた 社会経済システムの構築

③きれいなまちづくり

基本理念・施策の体系図

持続可能な循環型都市の実現に向けた 基本理念 4つの目指す方向性 施策・施策の柱 プラスチック 資源循環の推進 重点施策1 方向性1 重点施策2 食品ロスの削減 「協働」 トナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします パートナーシップで 支え合う 施策1 環境にやさしい学びと行動 の推進 ① 環境学習の推進 ② 情報発信と行動の展開 方向性2 2R (リデュース・リユース) 施策2 の推進 「資源循環」 ③ 使い捨てプラスチックの削減 3Rが定着し、 ④ 食品ロスの削減 資源が循環している ⑤ モノを大切にする意識の醸成 施策3 分別・リサイクルの推進 ⑥ 「分かりやすい・分けやすい」 区分による分別収集の実施 方向性3 ⑦ 分別意識のさらなる向上 ⑧ リサイクルのさらなる推進 「安心」 だれもが困ることなく、 施策4 安心・安全で適正な収集・ 安心して住み続けられる 処理体制の確保 ⑨ 社会課題に対応した収集・処理 の推進 ⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設 整備 長期的かつ安定的な埋立処分場 の確保 方向性4 「地球にやさしく」 施策5 快適に住み続けられるまち 環境負荷が少なく、 づくり 地球と共生している ② 循環型社会に向けた社会経済シ ステムの構築 ③ きれいなまちづくり

2 R推進実行委員会は、容器・包装の 3 Rにより、循環型社会へ向けた仕組みづくりを市民(消費者)・事業者(製造・販売事業者)・行政が協力して進めていく手法の検討や基準の設定を行うため、平成13(2001)年5月に「容器・包装3 R推進協議会」として、発足したことが始まりです。

平成14 (2002) 年5月には、「脱レジ袋宣言」を行い、翌年10月に市内共通還元制度「エコクーぴょん」を実施するなど、レジ袋の削減に取り組んできました。平成19 (2007) 年2月には、大幅なレジ袋削減のため、レジ袋有料化の実施を決定し、事業者との協定に基づき、同年10月の緑区でのモデル事業実施を皮切りに、平成20 (2008) 年10月に東部8区、平成21 (2009) 年4月に全市へと拡大し、レジ袋有料化を実施しました。



レジ袋有料化の展開



「レジ袋削減協定締結店」マーク

また、「名古屋市におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」により、レジ袋の有料化による収益金を「レジ袋有料化還元基金」に寄附いただくことで、環境保全活動や地域貢献活動に還元してきました。



無料給水スポット(名古屋港水族館)



公園花壇の協賛(名城公園)

現在では、「2R推進実行委員会」へと名称を変更し、「食品ロス削減推進部会」及び「発生抑制推進部会」を設置し、レジ袋有料化還元基金事業のほか、食品ロスや容器包装等の削減を促進する事業を実施しています。



食品ロス削減の啓発



使い捨てプラスチック削減POP

2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進

1 趣旨

プラスチックは軽くて丈夫、加工しやすく密閉性が高いといった特徴から、様々な場面で広く使われ、その機能性は食品ロスの削減や輸送時のエネルギー効率の改善をもたらすなど、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

その一方で、世界全体で年間数百万トンを超える海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。プラスチックの大量生産・大量消費・大量廃棄は資源枯渇のほか、焼却時に二酸化炭素を排出することから地球温暖化にもつながっており、プラスチック対策は世界的に喫緊の課題となっています。

そのような中、国は令和元(2019)年5月に3R+Renewableを基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その方向性を具体的に推進するための枠組みとして、令和4(2022)年4月には「プラスチック資源循環促進法」を施行しました。

本市においては、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方をとりまとめた「名古屋市プラスチック削減指針」を令和5(2023)年3月に策定しました。

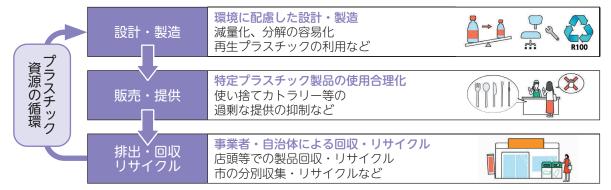
また、世界ではプラスチック汚染を終わらせるため、実効性のある国際条約の策定に向けた動きが加速しています。こうしたプラスチックに係る潮流を見据えながら、本計画においても「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルからの転換を目指します。

【プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン】

リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制	
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等 により、有効利用	
再生利用・バイオマス プラスチック	7ス ⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入	

【プラスチック資源循環促進法の枠組み】

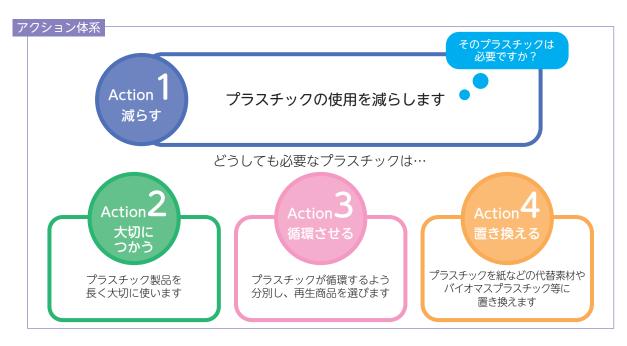
プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、あらゆる主体(消費者・事業者・行政)が プラスチックの資源循環に取り組むこととされています。

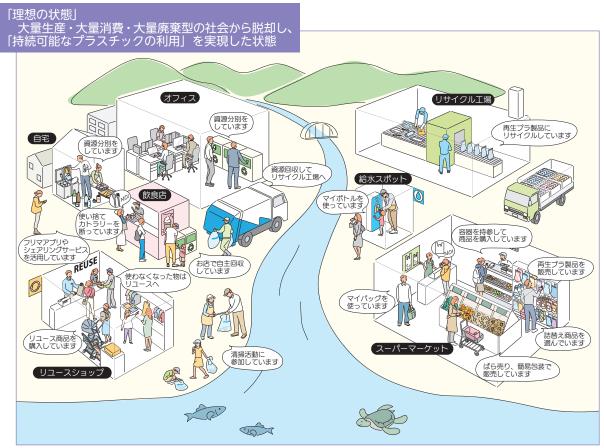


【名古屋市プラスチック削減指針の概要】

名古屋市プラスチック削減指針は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、持続可能なプラスチックの利用を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方などをお示ししたものです。

Action 1 「減らす」を最優先とし、どうしても必要なプラスチックについては、Action 2 ~4に取り組む必要があるという優先順位をつけています。

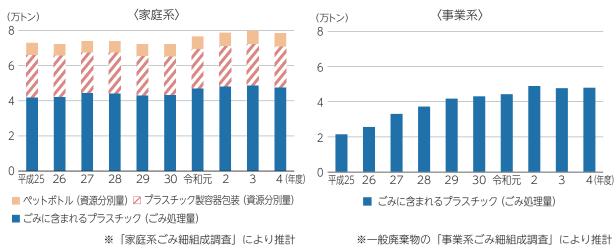




2 本市の現状と課題

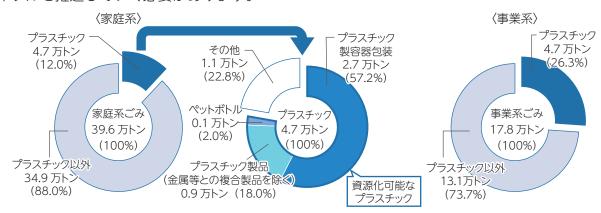
(1) プラスチックの発生量

プラスチックの発生量は家庭系・事業系ともに増加傾向であり、使い捨てプラスチックの削減などプラスチックの発生抑制を進めていく必要があります。



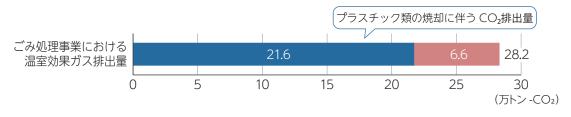
(2) ごみに含まれるプラスチックの量(令和4年度実績)

家庭系は4.7万トン(家庭系ごみの12.0%)、事業系は4.7万トン(事業系ごみの26.3%) ものプラスチックがごみに含まれており、プラスチックの発生抑制を進めるほか、分別・リサイクルを推進していく必要があります。



(3) プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量(令和4年度実績)

本市のごみ処理事業における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、その大半(約8割)はプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。ごみに含まれるプラスチック類を減らすことは温室効果ガス排出量の削減にもつながります。



プラスチック問題についての環境教育・情報発信

プラスチックは海洋汚染・資源枯渇・地球温暖化といった環境問題につながっており、その 根底には大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会があります。こうしたプラスチック問題の構 造や持続可能なプラスチックの利用について、小学校での出前講座や大学における講義などを 通じて伝えていくほか、市公式ウェブサイトやSNSをはじめ様々な媒体を通じて情報発信を 行います。

コラム

藤前干潟のプラスチックごみ

「ラムサール条約」にも登録された藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の飛来地であり、 本市に残る貴重な自然の一つです。また、この藤前干潟は過去に市のごみ処分場とし て埋立計画があった場所であり、干潟を守りたいという市民の活動により残すことの できた、本市の環境行政の原点ともいえる場所です。

藤前干潟の沿岸を歩いてみると、岩場に漂着したペットボ トルやお菓子の袋などのプラスチックをたくさん見かけます。 また、足元には流木などに混じってマイクロプラスチック と呼ばれる小さなプラスチック片が無数にあることに気づき ます。この藤前干潟のプラスチックごみの現状を明らかにす るため、漂着ごみの調査を行いました。

【漂着ごみ・マイクロプラスチック調査の結果】

漂着ごみの調査(令和3年10月)

漂着したごみのほとんどはプラスチック でした。またその多くはペットボトルや商 品容器などの容器包装でした。

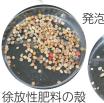
マイクロプラスチックの調査(令和3年11月) 農業で使われる徐放性肥料の殻のほか、 プラスチック・発泡スチロール片など、多 くのマイクロプラスチックが確認されました。

堤防沿い 50m 区間の調査で an 49.51kg 3,368個 ものごみを確認!!













プラスチック片

藤前干潟では地域のボランティアの皆さんによる定期的な清掃活動が行われている ほか、毎年5月と10月には市民・企業・行政の協力による藤前干潟クリーン大作戦 が実施されています。清掃活動は海への流出を防止する重要な活動ですが、どれだけ 拾っても毎回多くのごみが回収されています。漂着ごみをなくすためには、プラスチッ クの使用量そのものを削減する(蛇□を閉める)ことが必要です。

4 推進する施策

(1) 「減らす」 ~ Action 1 ~

「減らす」ための行動は、プラスチックの使用量そのものを削減することができ、プラスチックが引き起こす問題全ての解決につながることから、最も優先して取り組む必要があります。

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができません。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みの検討を進めます。





●マイボトル・マイカップの利用促進

また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。









各所に設置されている無料給水スポット

【プラスチックの使用を減らすための行動例】

市民の行動例

- ・マイボトルを持ち歩く。
- ・お買い物にはマイバッグを持参する。
- ・使い捨てスプーンやフォーク等は受け 取らない。
- ・ 簡易包装や詰め替え式の商品を購入する。
- ・容器を持参して量り売り商品を購入する。

- ・使い捨てスプーンやフォーク等の提供 を見直す。
- ・製品やサービスで使用する使い捨てプラスチックを見直す。
- ・製品やサービスにプラスチック削減に 配慮していることを表示する。
- ・使い捨てプラスチック提供時に消費者 への意思確認をする。
- ・使い捨てプラスチック削減商品・サービスの消費者に対してインセンティブを付与する。
- ・量り売りで商品を提供する。

(2) 「大切につかう」 ~ Action 2 ~

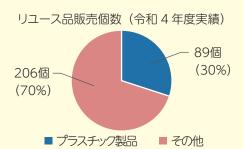
「減らす」ことができず、どうしてもプラスチックが必要な場面においては、少しでも長く「大切につかう」ことで廃棄する量を減らし、環境へ与える影響を低減することができます。

●プラスチック製品のリユースの推進

粗大ごみとして排出された収納ケースなどのプラスチック製品をリユース品として回収するほか、市民から家庭で不要となったがまだ使用できるプラスチック製品を含めたリユース品を市が直接引き取り、それらをフリマアプリなどで販売する取り組みを進め、プラスチック製品のリユースを進めます。(リユース全般についてはP66参照)



リユース品として回収・販売した衣装ケース



●アップサイクルによる意識の醸成

不要となったプラスチック素材を用いたアップサイクル製品の紹介や、海洋プラスチックからアクセサリーやモザイクアートを作製するアップサイクルのワークショップの開催などを通し、貴重な資源であるプラスチックを「捨てる」のではなく「活かす」意識の醸成を目指した取り組みを進めます。(アップサイクルについてはP66参照)



塩化ビニルが使用された高速道路の 横断幕をアップサイクルした鞄



藤前干潟等で漂着したプラスチックごみ で作製したモザイクアート

【プラスチックを大切につかうための行動例】

市民の行動例

- ・プラスチック製品を大切に使う。
- ・リユース品や長く繰り返し使える製品 を購入する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を 利用する。
- まだ使用できるものは必要としている 人に譲る。
- ・一時的な利用にはレンタル用品やシェアリングサービスを活用する。

- ・リユース品や長く繰り返し使える製品 を提供・活用する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を 運営・活用する。
- ・プラスチック製品を大切に使う。
- 不要となったプラスチック製品をアップサイクルする。
- ・一時的に利用できるレンタル用品や シェアリングサービスを提供・活用する。

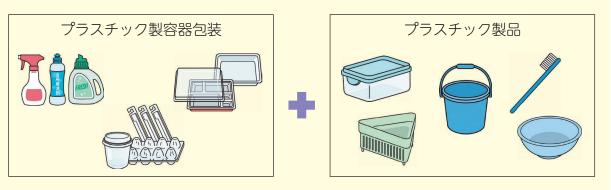
(3)「循環させる」~ Action 3 ~

使い終わったプラスチックをごみとして単純に焼却してしまっては、資源枯渇や地球温暖化への影響を低減することはできません。きちんと分別し、可能なものはリサイクルを進めるとともに、リサイクルによって生産された商品の購入を選択するなど、プラスチックを「循環させる」ことが大切です。

●プラスチック資源の一括収集

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います(令和6年4月開始)。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。



●事業系ごみの分別・資源化の促進

事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

【プラスチックを循環させるための行動例】

市民の行動例

- ・リサイクルしやすい商品を購入する。
- ・再生素材を使用した製品を購入する。
- プラスチックの分別をしっかり実践する。
- ・販売店等が実施する自主回収を利用する。

- ・設計段階から分別のしやすさに配慮する。
- ・再生素材を使用した製品を製造・販売する。
- ・製品に再生素材を使用していることを表示する。
- オフィス等でプラスチックの分別を しっかり実践する。
- ・販売店等で容器包装等を自主回収する。

(4) 「置き換える」 ~ Action 4 ~

プラスチックを紙・木材などの代替素材やバイオマスプラスチックへ「置き換える」ことで、 資源枯渇や地球温暖化などプラスチックが関わる問題への効果が期待されています。

「置き換える」ことによって、どのような効果が得られるのかを正しく理解し、賢く利用していくことが必要です。

●代替素材・バイオマスプラスチック等の適切な利用の広報・啓発

製造、流通、販売など様々な場面で、プラスチックから紙・木材やバイオマスプラスチック等への置き換えが進んでいます。これらの代替素材を使用した製品等の利用を促進するとともに、置き換えによって得られる環境負荷低減効果が正しく理解されるよう、広報・啓発を行っていきます。

バイオマスプラスチックとは、サトウキビなど植物由来の再生可能な資源を原料とするプラスチックのことです。原料となる植物は生育の過程で二酸化炭素を吸収するため、焼却時に発生する二酸化炭素は相殺される(カーボンニュートラル)ことから、置き換えによる温室効果ガスの削減が期待されています。

また、バイオマスプラスチックの他に生分解性プラスチックがあります。通常のプラスチックの劣化のようにただ細かくバラバラになるだけでなく、微生物の働きにより水と二酸化炭素に分解される(自然に還る)プラスチックのことです。自然環境に流出したプラスチックによる汚染問題の解決策の一つとして期待されています。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

【プラスチックから置き換えるための行動例】

市民の行動例

- ・代替素材やバイオマスマーク等について調べてみる。
- ・素材や利用方法の違いによる環境負荷 の差を調べてみる。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等 を使用した製品を購入する。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等 の使用や開発に熱心なメーカーやお店 を率先して利用する。

- ・代替素材やバイオマスプラスチック等 を使用した製品を製造・販売する。
- 製品にバイオマスプラスチック等を使用していることを表示する。
- ・製品の環境負荷削減の取り組みをウェブサイト等で紹介する。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等 を使用した製品を使用する。

5 市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

本市においても「名古屋市グリーン購入ガイドライン」を定め、品目ごとに基準を満たした物品調達に努めています。市が率先してグリーン購入を行うことで、事業者として積極的な姿勢を示すだけでなく、環境に配慮した市場の形成にもつなげていきます。

また、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進します。

さらに、事業執行に伴う部分だけでなく、職員の個人利用についても、市民・事業者の規範 となるよう、一人一人の意識向上を図り、プラスチックの削減に努めます。

本市では、「啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」を定め、使い捨てプラスチックを使用しない啓発物品の調達に努めています。

〈プラスチックを使用しない啓発物品の事例〉



紙製の包装を使用した ポケットティッシュ



紙製の水切り袋



包装を省略した付箋



紙製のうちわ

重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画

1 趣旨

3

本来食べられる食品が、生産、製造、流通、販売、消費の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できるものです。

そのような中、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。

また、令和2 (2020) 年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要であるとされています。

本市では、「食品ロス削減推進法」に規定される「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、本市における食品ロスの削減に向けて一層の取り組みを進めます。

コラム 食文化「なごやめし」から考える食品ロス削減

名古屋には「なごやめし」として有名な「ひつまぶし」があります。この料理は、うなぎの蒲焼きを出している店で、身が崩れたためお客に出せなくなった部分を捨てるのが「もったいない」という思いから生まれたものだと言われています。その材料となるうなぎは、世界的に絶滅が危惧されています。このまま資源量に配慮することなく獲り続けてしまえば、将来的にうなぎは絶滅してしまい、名古屋で美味しい「ひつまぶし」を食べることができなくなってしまうかもしれません。他にも味噌をふんだんに使った料理は、「なごやめし」の代表の一つですが、味噌の原材料である大豆は、そのほとんどを海外からの輸入に頼っているのが現状です。

今後、世界人□が増えることが予想されており、食料確保の問題は喫緊の課題となっています。このままだと世界的な食糧不足が原因により、大豆を含む輸入食品が手に

入らなくなってしまうかもしれません。このような問題に対し、消費者・事業者・行政のそれぞれができる こととして、まずは食品ロス削減に取り組み、貴重な

食材を無駄にしないよう適切な 行動をとることが、限りある資源を持続可能なものとし、美味 しい「なごやめし」を将来にわ たって食べられるようにするためにも重要です。

ニホンウナギ

写真提供:鳥居亮一

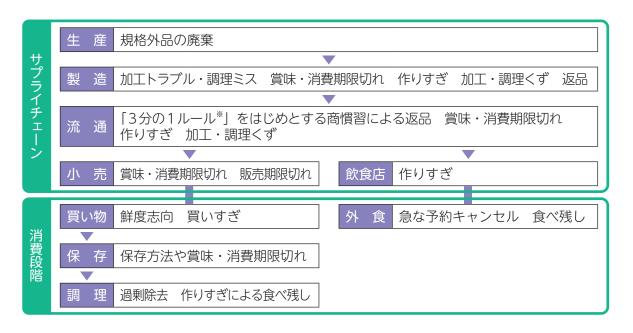


出典:生物多様性なごや戦略実行計画2030

2 食品ロス発生の現況

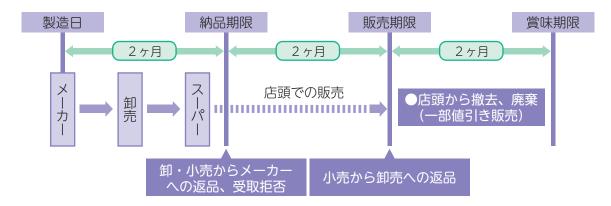
(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しています。家庭内における主な食品ロスは、消費段階において発生するものとなっており、食材の買いすぎや、作りすぎ・好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの(食べ残し)、冷蔵庫や食品庫に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして、食卓に上らずに廃棄されたもの(手つかず食品)などが食品ロスとして捨てられています。(「市民の行動例」についてはP59参照)



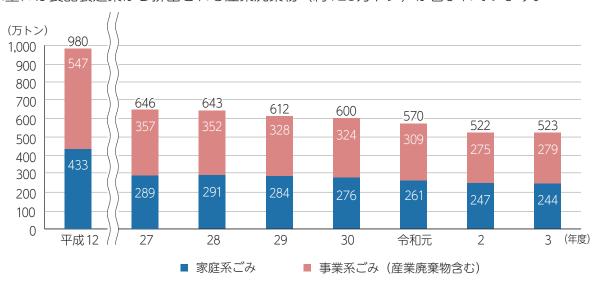
※3分の1ルールとは、食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つです。期限内に納品できず、ほかに販売先がない商品は、そのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっています。

3分の1ルールによる期限設定の概念図(賞味期限6ヶ月の場合)



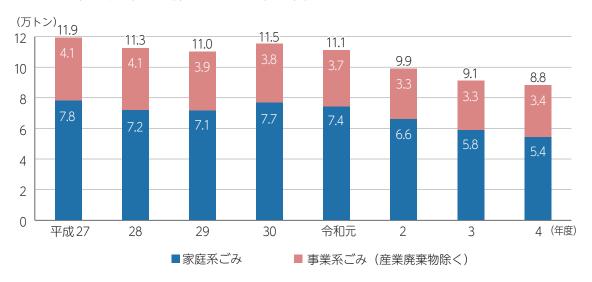
(2)国の食品ロス発生量

国内における令和3 (2021) 年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が244万トン、 事業系食品ロス量が279万トン、全体で523万トンと推計されています。なお、事業系食品ロス量には食品製造業から排出される産業廃棄物(約125万トン)が含まれています。



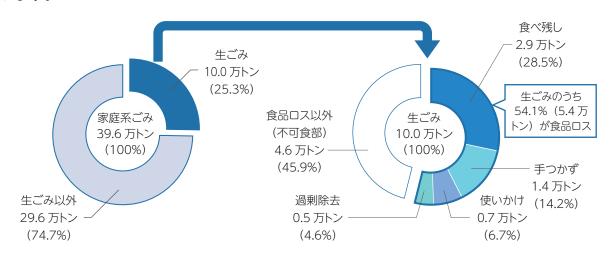
(3) 本市の食品ロス発生量

本市における令和4(2022)年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が5.4万トン、 事業系食品ロス量が3.4万トン、全体で8.8万トンと推計しています。なお、事業系食品ロス については、食品製造業から排出される産業廃棄物は含まれておりません。



【家庭系】

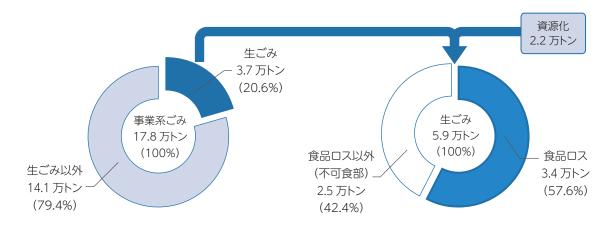
令和4(2022)年度に本市が実施した家庭系ごみ組成調査では、家庭系生ごみ(10万トン)に占める食品ロスの割合は54.1%(5.4万トン)と推計しています。食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」が28.5%、「手つかず」が14.2%、「使いかけ」が6.7%、「過剰除去」が4.6%となっています。



【事業系】

令和4(2022)年度に実施した事業系食品ロスの実態調査では、事業系生ごみ(5.9万トン)に占める食品ロスの割合は57.6%(3.4万トン)と推計されています。

なお、事業系生ごみ(5.9万トン)のうち、2.2万トンが資源化(主に飼料化・堆肥化)されていますが、この中には、食べられる部分(食品ロス)が含まれています。



(4) 市民意識の調査

「令和4(2022)年度消費者の意識に関する調査(消費者庁実施)」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は76.9%となっており、国は令和12(2030)年度目標として80%を設定しています。

本市においては、令和4(2022)年度に実施した「ごみの減量・分別リサイクルに関する市民アンケート」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は93.7%となっており、国の数値である76.9%を大きく上回る結果となりました。

3 削減目標

(1) 国の食品ロス削減目標

国においては、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減させることとしています。「食品ロス削減推進法」が施行された令和元(2019)年度においては、平成12(2000)年度と比較して家庭系は39.7%減少、事業系は43.5%減少しており、令和12(2030)年度

までにそれぞれ17.2%、11.7%の削減が必要となっています。

(単位:万トン)

		令和元年度実績		令和12年度目標		
区分	実績		平成12 年度比		平成12 年度比	令和元 年度比
家庭系	433	261	▲39.7%	216	▲ 50%	▲ 17.2%
事業系	547	309	▲ 43.5%	273	▲ 50%	▲ 11.7%
合 計	980	570	▲ 41.8%	489	▲ 50%	▲ 14.2%

(2) 本市の食品ロス削減目標

本市においては、国の令和元(2019)年度から、令和12(2030)年度までの目標達成に向けた削減率を踏まえ、目標値を設定します。

家庭系については、令和4 (2022) 年度実績が令和元 (2019) 年度比27%減少しており、 国の目標達成に向けた削減率 (令和12年度までに令和元年度比17.2%削減) を既に上回って いますが、食品ロス削減の一層の取り組みを進めることで、令和12 (2030) 年度までに令和 4 (2022) 年度比5%削減を目指すものとします。

事業系については、令和4 (2022) 年度実績が令和元 (2019) 年度比8%減少しており、 国の目標達成に向けた削減率 (令和12年度までに令和元年度比11.7%削減) を下回っている ため、令和12 (2030) 年度までに令和4 (2022) 年度比5%削減を目指すものとします。

また、令和22 (2040) 年度目標については、令和4 (2022) 年度から令和12 (2030) 年度までと同程度の削減を継続する目標値を設定します。

(単位:万トン)

		令和4年度実績		令和12年度目標		令和22年度目標	
区分	令和元年度 実績 		令和元 年度比		令和 4 年度比		令和 4 年度比
家庭系	7.4	5.4	▲ 27%	5.1	▲ 5%	4.9	▲ 10%
事業系	3.7	3.4	▲8%	3.2	▲ 5%	3.1	▲ 10%
合 計	11.1	8.8	▲ 21%	8.4	▲ 5%	7.9	▲ 10%

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

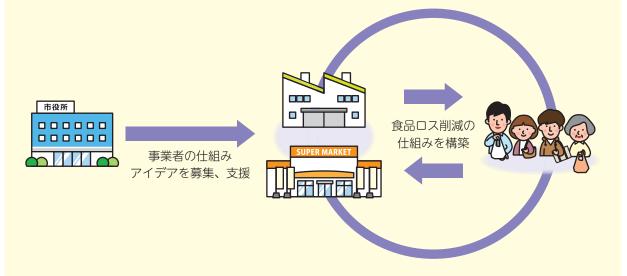
4 推進する施策

(1)協働による食品ロス削減運動の展開

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みを 進めることが重要です。また、学識経験者を含む2R推進実行委員会との連携により食品ロス 削減のための取り組みを検討・実施していきます。

●事業者と連携した食品ロスの削減

食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう 実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、 食品ロスの削減を図ります。



●食品ロス削減月間の取り組み

「食品ロス削減推進法」において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。2R推進実行委員会と連携して、市民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるとともに食品ロス削減につながる行動を促すため、「食品ロス削減月間」にキャンペーンなどの取り組みを実施していきます。



●フードドライブの推進

家庭における食品ロスを削減するため、「環境学習センタ ー (エコパルなごや)」や「なごや生物多様性センター」等の市施設に常設のフードドライブ拠点を設置するほか、環境デーなごや等のイベントにおいてフードドライブを実施していきます。

さらに、民間事業者・民間団体におけるフードドライブや各職場において従業員が家庭で余った食品を持ち寄って実施する職場内フードドライブへ、広報のぼりなどの機材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間事業者・民間団体による自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図ります。

集まった食品はフードバンク団体を通じて、地域の福祉施設や子ども食堂など、必要な 方々へ届くように進めていきます。

フードドライブとは、家庭にある手つかず 食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動 団体や地域の福祉施設などに寄附する活動で す。「いただきものの詰め合わせを消費でき ない」、「自分の口に合わないけれど、もった いない」といった理由から家庭で消費できな い食品などを対象としています。

〈市施設における回収実績の推移〉

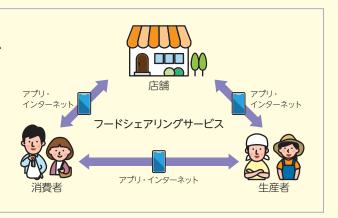
年度	回収点数	回収総重量
令和元年度	3,242点	約1,488kg
令和2年度	3,892点	約1,652kg
令和3年度	4,867点	約1,809kg
令和4年度	4,491点	約2,094kg

フードシェアリングの推進

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行 うフードシェアリングサービスの利用を呼び掛けていきます。

フードシェアリングとは、売れ残ってしまいそうな商品を消費者のニーズとマッチングさせる仕組みです。

安価に購入できるほか、購入金額の 一部が社会福祉団体等に寄附される サービスなどもあります。



●組成調査による食品ロスの実態の把握

本市において排出されている、家庭系ごみ及び事業系ごみのそれぞれについて、「ごみ 組成分析」を実施しています。これらにより、食品ロス発生量や組成実態を把握するとと もに、組成の傾向や変化要因を分析することで、より効果的な施策を検討していきます。

(2) 食品ロス削減行動をする市民の拡大

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。各家庭でできる取り組みや食品ロス削減につながる購買行動などについて、イベントやキャンペーンを通じて呼びかけていくとともに、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を実施していきます。

●市民への「食品ロス削減行動」の呼びかけ

家庭でできる取り組みなどの周知を目的として、市公式ウェブサイトや広報紙等による周知のほか、環境デーなごや、食材使いきり親子クッキング教室をはじめとしたイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施していきます。また、買い物時における「季節商品の予約販売」の利用や「てまえどり」などの



購買行動が、食品ロス削減につながることを市民に向けて周知していきます。

●環境教育の推進

環境学習プログラムにおける小学生を対象とした食品ロスを出さないような工夫を紹介する講座や市政出前トークなど食品ロス削減をテーマとした講座・講義などを実施することで、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を推進していきます。

また、講座・講義・市公式ウェブサイト等において、本市の食品ロスの実態を情報発信することで、食品ロスの現状を市民に向け広報・啓発し、食品ロス削減意識の向上につながるよう進めていきます。

●市関係局等と連携した食品ロス削減の推進

健康福祉局をはじめ関係局と連携し、食育の観点から食の大切さを通した食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進や外食時の持ち帰りについて食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

【市民が変われば事業者が変わる行動例】

市民の行動例

- ・購入時に商品を商品棚の手前から取る。
- ・恵方巻、クリスマスケーキなどの季節商品を 購入する際は予約販売を活用する。
- ・外食時の予約キャンセルマナーを守る。
- ・必要以上に食品の鮮度を求めることをやめる。
- ・賞味・消費期限について正しく理解する。

賞味期限	消費期限
おいしく食べることが できる期限。期限が過 ぎてもすぐに食べられ なくなるわけではない。	期限を過ぎたら食べない方がよい期限。



生産・製造時の作りすぎ や販売時の食品等の返品・廃棄を抑制し、事業 者による食品ロスの削減 につながります。

(3) 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ

名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが 重要です。各事業者に対する広報啓発や、各店舗における食品ロスの削減の促進などを進めて いきます。

●食べ残しゼロ協力店の拡大

本市では、食品ロス削減に取り組む市内の飲食店(テイクアウト・デリバリー提供店を含む)や宿泊施設を食べ残しゼロ協力店として登録して情報発信することで、飲食店等の食品ロス削減の取り組みを促進しています。登録店舗にはステッカーを配布し、希望する店舗にはポスター等も配布しています。

さらなる協力店の拡大に向けて、市内飲食店や宿泊施設に対し、引き続き働きかけていくとともに、利用者・協力店の双方にとって、よりメリットのある制度となるよう事業を進めていきます。

食べ残しゼロ協力店とは、宴会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす30・10(さんまるいちまる)運動や持ち帰りへの対応

本市の専用ホームページ「食べ残しゼロ協力店-お皿 ぴかぴか!ごちそうさま!-マップ」に掲載して、利用を 呼びかけています。

などを実践する市内の飲食店等を登録する制度です。





●商慣習の見直し「販売期限延長」に向けた検討

食品スーパーなど小売業者が、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う過程において3分の1ルールという商慣習を適用している場合があり、この過程において食品ロスが発生していることも多いため、販売期限の延長など商慣習の見直しに向け、情報収集・実態調査を進めるとともに、小売店等と連携した新たな仕組み等の検討を進めます。(3分の1ルールについてはP53参照)

●未利用食品の再利用に向けた働きかけ

ICT (情報通信技術)を活用し、何もしなければ廃棄され食品ロスとなってしまう商品を、スマートフォンアプリ等で消費者のニーズとマッチングさせて購入を促すフードシェアリングサービスの活用に向けた啓発を進めます。また、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけていきます。

■講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施

事業系の食品ロス削減を推進するため、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者等に対する講習会での周知等に加え、事業者環境推進員による立入指導等の機会を活用することにより、事業者への啓発を進めていきます。

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

施策の柱① 環境学習の推進

●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」の仕組みを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。

なごや環境大学は、子どもから大人まで誰もが参加できる 学び合いのネットワークです。

市民・事業者・教育機関・行政が、知識や経験、問題意識を持ち寄って、「まちじゅうをキャンパス」に様々な講座を実施しています。



●学習拠点における環境学習の推進

総合的な環境学習拠点である「環境学習センター(エコパルなごや)」において、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムを実施するなどして、子どもから大人まで幅広く、3 R に取り組むためのきっかけづくりの場を提供します。

環境学習センター(エコパルなごや)は、身近な環境から地球環境まで、環境をテーマに体験学習ができる拠点施設です。

マスコットキャラクター「コパ」とともに、子どもから大人まで体験と対話を通じて楽しみながら深く学べるプログラムを実施しています。



●幼稚園・保育所・学校等における環境学習の推進

幼稚園・保育所・学校等における環境学習の取り組みを支援するため、3 R について分かり やすく伝える出前講座等を実施し、家庭における3 R の継続的な実践につなげるとともに、環 境サポーター(市民ボランティア)への研修等を行うことで環境学習プログラムの充実を図り、 一層の活用を促します。

また、小学4年生社会科副教材として作成する「ごみと資源とわたしたち」の配付を通じて、子どもの頃からごみと資源の処理状況を理解し、3Rに取り組む知識を身に付け、実践行動への契機となるよう促します。

施策の柱② 情報発信と行動の展開

●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進

地域へのSDGsの浸透・定着を図るため、地域団体や企業等と協働した取り組みの実践等を通じて、地域・企業等のSDGsの活動促進・普及啓発に取り組みます。

●環境デーなごや等を活用した3 Rの取り組みの呼びかけ

市民・事業者・行政の協働のもとに開催される環境イベント「環境デーなごや」や各種団体の広報ツール等を活用し、3Rの取り組みを呼びかけるほか、イベント開催時には出展者を含めて3Rを意識した運営を行うことで、広く市民に対して具体的な3R行動の実践を促します。





環境デーなごや2023の様子

●3 Rの取り組みの意義・成果の発信

ごみ・資源の処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を見える化するとともに、焼却・破砕工場や資源化施設等の見学会を行い、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの消費が社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民」としての意識づけや、エシカル消費などの3Rにつながる行動の促進を図ります。

●多様な媒体を活用した情報の発信

紙媒体、ウェブサイトなどに加え、スマートフォン向けアプリ、動画、SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。

●事業者・大学等と連携した情報の発信

市民が日常的に利用するスーパーやコンビニなど生活に身近な店舗における広報・啓発を実施するほか、市民目線での新たな行動の展開を図るため、事業者・大学等と連携した情報発信を行います。

●なごやSDGs グリーンパートナーズを活用した事業者による3Rの推進

SDGsや環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、事業者による3Rの推進などSDGsや環境保全の自主的な取り組みを促進します。

なごやSDGsグリーンパートナーズとは、環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を認定する制度です。「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、支援しています。また、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図ります。



●市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

また、プラスチックの削減に向け、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進するとともに、事業執行に伴う部分だけでなく職員の個人利用についても、市民・事業者の規範となるよう、一人一人の意識向上を図ります。

さらに、食品ロスの削減に向け、官庁街フードドライブを実施し、市役所における職場内フードドライブを推進するともに、職員に対し、食品ロス削減のための取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

5 施策2 2R(リデュース・リユース)の推進

施策の柱③ 使い捨てプラスチックの削減

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減(再掲)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を 実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができませ ん。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験 してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有する ことで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討(再掲)

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みを構築します。

●マイボトル・マイカップの利用促進(再掲)

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器を削減するためには、マイボトル・マイカップのより一層の利用促進が必要です。環境デーなどのイベントや出前講座など様々な機会を捉えてマイボトルの利用について働きかけを行うほか、SNSをはじめ様々な媒体を通じて普及啓発を行います。

また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。

施策の柱4 食品ロスの削減

●協働による食品ロス削減運動の展開(再掲)

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みが 重要であることから、事業者と連携した食品ロスの削減や、食品ロス削減月間(10月)にお ける民間団体等と連携した市民参加型の企画を実施することで、具体的な行動の実践を促す取 り組みを推進します。

また、市施設の拠点やイベントでフードドライブを実施するほか、小売店や百貨店などにおけるフードドライブや職場内フードドライブへの広報用のぼりなど資材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間団体等の自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図っていきます。

さらに、ごみの組成調査による食品ロスの実態の把握により、食品ロスの組成の傾向や変化 要因を分析することで、より効果的な施策の検討をしていきます。

●食品ロス削減行動をする市民の拡大(再掲)

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。家庭でできる取り組みの周知を目的とした市公式ウェブサイトや広報紙等による広報や、環境デーなごやなどのイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施します。

また、様々な世代に向けた食品ロス削減に関する環境教育の推進や、食育の観点から食の大切さを通した食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進など食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

●事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ(再掲)

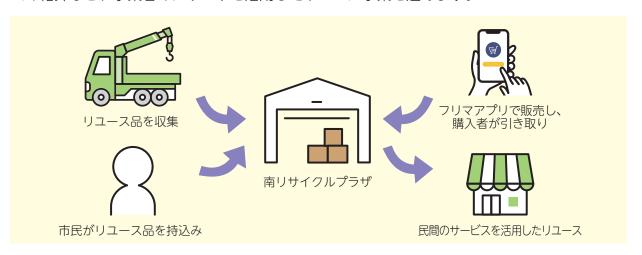
名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが重要です。「食べ残しゼロ協力店」の普及拡大を図ることにより30・10運動や持ち帰り対応など飲食店の取り組みを促進するとともに、販売期限の延長など商慣習の見直しに向けた実態調査など小売店等と連携した取り組みの検討を進めていきます。

また、未利用食品の再利用に向けた取り組みとして、ICT(情報通信技術)を活用したフードシェアリングサービスの利用に向けた啓発の実施、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけを行っていくほか、講習や立入指導などの機会をとらえた事業者への食品ロス削減に関する啓発を実施します。

施策の柱(5) モノを大切にする意識の醸成

●事業者と連携したリユース事業の実施

リユースショップやフリマアプリなど様々な形態の取引が広がるなど、拡大・多様化するリユース市場の状況を踏まえ、市民の「モノを大切に長く使う」意識の醸成とごみの発生抑制を目指し、フリマアプリを活用したリユース品の販売や、事業者のインターネットプラットフォームの紹介など、事業者のノウハウを活用したリユース事業を進めます。



●アップサイクルの普及促進

アップサイクルとは、いらなくなったものや捨てられるものに、アイデアやデザインなどの新たな付加価値をつけ、アップグレードして新しい別のものに生まれ変わらせることです。市民の「不要なものは捨てる」から「不要なものも活かす」意識の醸成を目指し、アップサイクルを体験できるワークショップを実施するとともに、アップサイクルに関する情報を発信していきます。



●リユースの啓発と取り組み支援

イベントなどにおいて洗って繰り返し使えるリユース食器を貸し出す事業や、地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットへの開催の支援、自転車の海外リユース事業など、市民がリユースをより身近に感じる取り組みを行います。

●長く使う、直して使う意識の醸成

リペア(修理・補修)についての情報を発信するとともに、実践できる講座を開催し、「長く使う、直して使う」意識の醸成に向け、啓発を進めます。

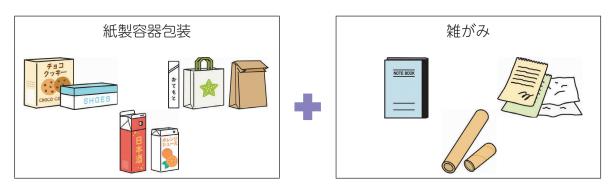
6 施策3 分別・リサイクルの推進

施策の柱⑥ 「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施

●紙製容器包装と雑がみの一括収集

紙製容器包装と雑がみは、「分別が分かりにくい、まとまった量が出ない」などの理由で資源分別率が低迷していたことから、「紙製容器包装と雑がみの一括収集」を実施しています。

資源分別率の向上を図るとともに、リサイクルできない紙類などが混入しないよう、広報を 行います。



●プラスチック資源の一括収集(再掲)

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います(令和6年4月開始)。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。

●その他分別区分の見直しの検討

ごみと資源の分別や適正な排出をより一層推進するため、市民・事業者にとって「分かりやすい・分けやすい」分別区分について、引き続き検討していきます。

施策の柱⑦ 分別意識のさらなる向上

【家庭系】

●ターゲットに応じた効果的な広報

分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者 などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開します。





【対応言語】

日本語・英語・中国語・ハングル・ ポルトガル語・スペイン語・ フィリピノ語・ベトナム語・ネパール語



ごみ減量・資源化ガイド (やさしい日本語版) ごみ減量・資源化ガイド(やさしい日本語版) 名古屋市の ごみ・資源の 出し方 「ごみ」は、もう 使えないので 捨てます。「資源」は、くりかえし 使えるものです。リサイクルしまった。 ・プラスチック資源 ・紙製容器包装・鍵がみ · 321K1 - 常油箱 ・発火性北険物 (火が出るかもしれないもの) · ± : E ・新聞・雑誌・技ポール・ 服・布

・小型水電 (不さい 音を収益)

・程大ごみ (30cm 第19 まれいごね) P50*4P6・

エル・資産の 出し等や まで自か スケートラミンで かかります! エル・資産 分別テブリ さんあ~る(3R)

を表現し、ボデンジードに を選集をもつません。

0

●分別排出の推進

各環境事業所に分別推進員を配置し、分別排出が徹底されていない資源ステーションや共同 住宅において、不適正排出者に対する周知・排出指導を行います。

また、分別マナーアップ推進月間を中心に職員による地域の巡回などを実施し、資源・ごみ の分別排出を呼びかけます。

そのほか、排出指導を徹底していくため、資源を排出する際は、指定の資源袋を用いること を原則としたうえで、ご家庭で不要になった袋をリユースする場合は、無色透明の袋に限るこ とを周知します。

●住宅管理会社との連携

分別ルールが徹底されていない共同住宅について、管理会社と連携した周知・排出指導を行 います。

また、共同住宅管理会社等と組織する協議会を活用した広報・情報交換等を実施します。

●地域との協働

地域で分別に協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、資源・ ごみの分別排出をより一層進めるための広報や周知活動を充実させます。

また、資源ステーションの適正管理・公衆衛生保持に努めます。

【事業系】

●事業系ごみ(古紙・生ごみ・プラスチック)の分別・資源化の促進

事業系ごみのうち、資源化可能な紙類、生ごみがそれぞれ約2割を占めています。

古紙については、立入調査等において、古紙の分別・資源化の徹底について、発生抑制や再利用も含めた適正排出指導を行います。生ごみについては、引き続き民間資源化施設への誘導を図るとともに、従来の飼料化・堆肥化が困難な生ごみの資源化についても検討・促進します。

また、事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

生ごみ(食品廃棄物)のリサイクルは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」において、食品の売れ残りや食べ残し等により、大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造・流通・外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することとされています。

名古屋市内においては、民間事業者が運営する飼料化施設、堆肥化施設の2施設が稼働 しており、市内事業者から排出される事業系生ごみのリサイクルを進めています。



●条例等に基づく立入調査の実施

事業用大規模建築物等に提出を義務づけている事業系廃棄物減量計画書をもとに、事業所におけるごみ処理の実態を把握し、取り組みの問題点や課題に対して必要な助言・指導を行います。

●中小事業所への啓発

テナントビルのオフィス・店舗等を含め、中小事業所の実態把握に努め、啓発指導に生かします。

●許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

事業系ごみ収集の担い手である許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。

施策の柱⑧ リサイクルのさらなる推進

●集団資源回収団体等への支援

集団資源回収やリサイクルステーションを実施する地域団体に対して助成を行い、市民の自主的な取り組みによる古紙リサイクルシステムを支援します。

●古紙持ち去り防止対策の推進

集団資源回収の円滑な実施を確保するため、「名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例」に基づき、古紙回収業者や地域と協力し、古紙持ち去りの根絶に向けた取り組みを進めます。

●アルミ缶等持ち去り防止対策の推進

アルミ缶等の資源・ごみの持ち去りについて、他都市の対応状況を参考に、地域の方々のご 意見も伺いながら、本市の実態に応じ、有効な持ち去り防止策を検討し、実施していきます。

拠点回収(小型家電・充電式家電、食用油)の実施

携帯電話、デジタルカメラなどに含まれる有用な金属を資源として有効利用するため、小型家電を市内のスーパー、区役所、環境事業所等の拠点で回収するほか、充電式家電を環境事業所で回収します。家庭の使用済み食用油については、バイオディーゼル燃料等として有効利用するため、市内のスーパーで回収を行います。

●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進(再掲)

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

●生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取り組みを推進するため、生ごみ堆肥化講座などを 開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。また、 家庭で使いきれず余ってしまった堆肥については、市で引き取りを行い、環境局施設等での利 活用を進めます。

●草木類のリサイクルに向けた検討

ごみ・資源の組成調査の結果によると、家庭から排出される可燃ごみのうち草木類は約1割を占めており、リサイクルを進めることによるごみ減量効果は大きなものとなります。 これまで行ってきた実証実験結果などを踏まえ、本格実施に向けた検討を進めます。

●新たな品目のリサイクルや処理ルートの検討

リサイクル技術の進展状況や民間資源化施設の動向、コストやリサイクルによる効果を含めた実現可能性等を見極めながら、新たな品目のリサイクルや処理ルートの検討を行っていきます。

🏿 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

施策の柱⑨ 社会課題に対応した収集・処理の推進

●高齢者等の排出弱者への支援

本市では、65歳以上の方で構成された世帯など、名古屋市が収集する家庭ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、市が対象者の自宅前まで出された資源・ごみを直接収集する「なごやか収集」制度を実施しています。

なごやか収集の実施件数は、高齢化の進行や高齢単身世帯の増加等に伴い、年々増加しており今後も増加が見込まれるため、対象者への対応を確実に行うとともに、福祉部門とも情報交換・連携しながら、制度周知に努めます。

〈带出象位〉

以下の1から5のいずれかに該当し、親族 や近所の方の協力を得ることが困難で、お一 人でごみや資源を持ち出すことができない方 のみで構成された世帯

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護者又は要支援者と認定された方
- 3 身体障害者手帳を所持する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- 5 愛護手帳を所持する方

〈実施件数の推移〉

対象年月	実施件数	前年比
平成14年3月	762件	_
平成15年3月	1,100件	+338件
	(
平成31年3月	4,357件	
令和2年3月	4,567件	+210件
令和3年3月	4,963件	+396件
令和4年3月	5,108件	+145件
令和5年3月	5,470件	+362件

●一時多量ごみ等への対応

引越し・遺品整理等に伴い多量に発生する一時多量ごみについては、排出にお困りの方も多く、違法な不用品回収業者との間でトラブルになる事例も発生しているため、許可業者による対応を実施しています。引き続き、制度の周知を図るとともに、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発に努めます。

●自己搬入の利便性向上の検討

ライフスタイルが多様化し、通常の収集への排出が難しいケースの増加が予想されるため、 工場の混雑を緩和するなど自己搬入の利便性向上について検討を進めます。

●社会情勢の変化を踏まえた収集体制の検討

社会情勢の変化を踏まえ、資源・ごみの排出利便性を高めるため、収集体制のあり方について検討を進めます。

●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進

近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、電池類の一括収集や小型家電・充電式家電の拠点回収を行っています。

「電池類」やスプレー缶などの「発火性危険物」が誤った分別区分で排出されないよう広報・ 啓発するとともに、国や業界団体に対しては生産者責任について働きかけていきます。

また、処理施設では火災を未然に防ぐため、監視カメラ、検知器等を設置しており、発火の早期発見と確実な対応に努めます。



リチウムイオン電池による発火実験の様子 写真提供:独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

●適正処理困難物等への対応

技術進歩などによる新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国の動向などを踏まえながら分別・処理方法の検討を進めます。

●収集時の環境負荷の低減

作業用自動車の使用に伴う大気汚染防止対策として、最新排出ガス規制適合車への計画的な 買替えを進めるとともに、温室効果ガス排出抑制策として、バイオディーゼル燃料の使用など についての検討を進めます。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進(再掲)

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

●大規模災害・感染症への備え

大規模地震や風水害の発生時においては、初動で職員が迅速な現場状況の把握を行い、生活 ごみの収集を速やかに再開するとともに、災害廃棄物については、「名古屋市災害廃棄物処理 計画」に基づき、適正かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

また、今後も感染症拡大時には、「新型インフルエンザ等業務継続計画」に基づき、職員の欠勤率に応じて適切な応援体制を取りながら、ごみ・資源の収集・処理の継続を目指します。

施策の柱⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設整備

●焼却工場の整備

【整備方針】

衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、施設の適切な維持管理により良好な環境の保全・確保に努めるとともに、焼却工場で発生する熱エネルギーを発電、給湯、冷暖房等に有効利用しています。施設整備においては、施設の配置状況にも配慮し、持続可能な処理体制を維持することを最優先とし、処分場への負荷軽減を図りつつ、脱炭素社会の実現への貢献にも努めていきます。

(市有資産の有効活用)

- ・施設の長寿命化により財政負担の軽減を図ります。
- ・ごみ処理への影響が小さく、一定の機能向上が見込める大規模改修を整備の基本とし、設備 更新も活用しながら15年から25年の長寿命化を図ります。
- ・脱炭素社会の実現など将来の社会的ニーズの変化等も考慮したうえで、建築物の目標耐用年数である60年から80年を見据え、ごみ処理の安定性確保に向けた適切な維持管理を行いながら更なる長寿命化に努めます。

(整備時期の分散化及び規模等の平準化)

- ・各施設の整備時期の分散化と、長期的な視点から設備規模の平準化を図ります。
- ・施設の建て替えの際は、破砕設備を焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

(運営体制)

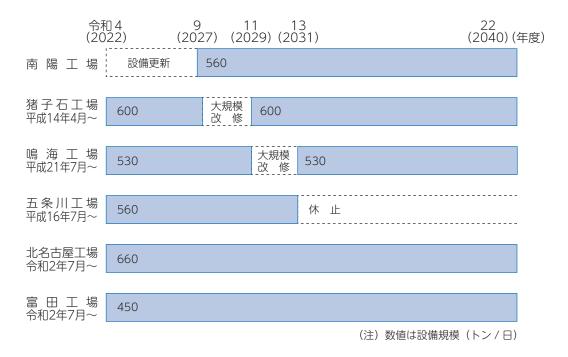
- ・直営3工場、PFI事業2工場の運営体制により、職員の技術力を維持しつつ民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的なごみ処理体制となっていることから、この運営体制を基本としていきます。
- ・PFI事業においては、事業スキームのなかで資源化から利活用まで順調に行われており、埋立量削減に大きく貢献していることから、今後も灰の資源化を含めた事業として実施します。
- ・内閣府においてはPFIに加え、包括的民間委託など官民連携事業(PPP)も含めPPP/PFIを 推進していることから、今後はPPP/PFI事業として検討を進めます。

(脱炭素社会の実現への貢献)

- ・省エネ設備や建築資材の積極的な導入を進めるとともに、より多くの熱エネルギーを回収するため、高効率なごみ発電設備の導入に努めるなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを検討し、可能な限り実施していきます。
- ・国において、将来的には新たな技術(排ガス中の二酸化炭素を回収し、有効利用するCCUS などの技術)のごみ処理システムへの導入により脱炭素化を推進することが期待されていることから、新たな技術の導入に向け、今後の技術動向を注視しながら検討を進めていきます。

【整備計画】

令和 2 (2020) 年度に北名古屋工場及び富田工場が稼働し、設備規模がほぼ平準化された 5 工場稼働体制となったことから、今後もこの体制を維持して整備を進めます。



[令和22 (2040) 年度までの焼却工場の整備計画]

・南陽工場の設備更新

設備更新(建屋を有効活用して全ての設備を更新)により設備規模を560トン/日とし、併せて設備規模100トン/5hの破砕設備を併設する整備を進めており、令和9 (2027) 年3月の稼働を目指します。

・猪子石工場の整備

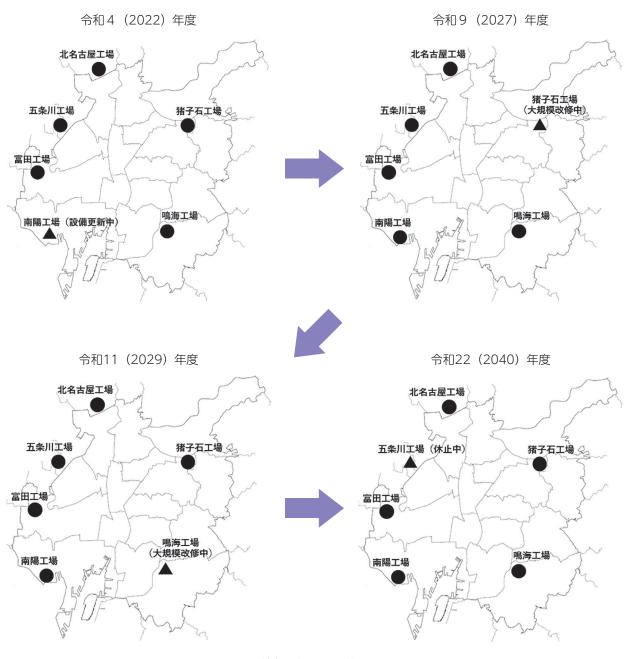
市北東部方面のごみ処理を担う工場であることから、鳴海工場と五条川工場の整備時期も 考慮し、整備期間が短く、既設設備の長寿命化を図る大規模改修により整備を行い、令和 11(2029)年度の稼働を目指します。

・鳴海工場の整備

令和11(2029)年度にPFI事業契約の終了時期を迎えるため、猪子石工場と同様に大規模改修により整備を行います。今後、令和13(2031)年度の稼働を目指し、PPP/PFI事業として検討を進めていきます。

・五条川丁場の整備

鳴海工場の運営再開に伴い休止し、北名古屋工場や富田工場の整備時期を迎える令和22 (2040) 年度以降の稼働を目指すとともに、脱炭素化に資する CCUS をはじめとする新たな技術の導入に向けた検討を行っていきます。



[焼却工場の配置状況]

●資源選別・保管施設、破砕施設等の整備

資源選別・保管施設については、今後の処理量などを踏まえつつ、補修や設備更新を検討していきます。破砕設備については、焼却工場の建て替えの際に焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

- ・愛岐処分場小規模破砕施設 設置から30年が経過しており、老朽化が著しいことから、施設の更新について検討を行い、 必要な更新等を行っていきます。
- ・大江破砕工場 南陽工場破砕設備の稼働により休止し、長期的な視点からごみ処理施設としての活用を検 討していきます。

施策の柱印 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

●処分場の負荷軽減

鳴海工場、北名古屋工場及び民間施設において焼却灰などを資源化することで有効活用を図り、処分場の負荷を軽減します。

また、民間施設における資源化については、広域処分場を含めた処分場の状況、民間施設の受け入れ状況や資源化コストなどを総合的に勘案しながら実施します。

●処分場の適正管理

愛岐処分場については、今後も計画的な修繕や改修等を行い、長期的かつ安定的な処分体制が確保できるように適正に管理をしていきます。第二処分場については、他の埋立処分場の状況等を考慮しつつ、埋立期間の延長についての検討を行います。

また、埋立て自体は終了しているものの、当分の間、浸出水処理施設等の管理が必要な処分場についても、改修計画の検討や、必要な修繕等を行い、適正に管理していきます。

●広域処分場の活用

愛知県が中心となって整備した広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、 本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活 用していくことが必要です。

また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、 処分場の確保という同じ課題を持つ市町村等と連携し、関係機関に働きかけていきます。

なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

●新規処分場の検討

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

快適に住み続けられるまちづくり 施策5

施策の柱印 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

●資源循環とビジネスが融合した社会の形成

8

プラスチックなど資源循環に取り組みやすい品目を皮切りに、消費者である市民の理解の醸 成や事業者への支援・連携など、資源循環とビジネスが融合した社会の形成に向けた取り組み を推進します。

また、数ある産業の中でも、ファッション産業は製造にかかるエネルギー使用量やライフサ イクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業として指摘されており、地球環境や人・社 会に配慮したサステナブルファッションの考えが広まりつつあるため、これらの推進に向けた 取り組みを検討していきます。

- 例)・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた資源循環の普及・啓発の実施
 - ・プラスチックや衣類などの資源循環に向けた事業者支援
 - ・市民・事業者・行政の協働の場の構築(プラットホームの整備、事業検討)

●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ

拡大生産者責任とは、OECD(経済協力開発機構)が提唱した概念で、「製品に対する生産 者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策上 の手法」と定義されています。令和4(2022)年4月に施行された「プラスチック資源循環 促進法」では、プラスチック使用製品設計指針のほか、製造事業者等による自主回収促進等に ついて示され、設計段階での環境配慮の促進や素材別リサイクルが記載されるなど、一定程度 拡大生産者責任の見直しが図られています。

しかし、「容器包装リサイクル法」に基づく資源化を実施する際には、最も手間とコストが かかる分別収集・選別保管が自治体負担となり、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組も うとするインセンティブが働かないなど、拡大生産者責任の徹底に至るには未だ少なからず課 題があります。また、今後、高齢化の進行や外国人住民の増加などにより、素材の判別や適切 な分別をすることが難しい市民が増えてくることが想定されており、事業者が製品を製造する 段階で分別しやすいデザインを取り入れるなど、課題解決に向けた取り組みが求められていま

本市では、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応するためにも、拡大生産者責任の徹底 が必要であると考えていることから、引き続き、国に対して働きかけを続けていきます。

●廃棄物処理におけるDX化の推進

持続可能な循環型都市を実現するためには、デジタル技術の活用等によりDXを推進してい く必要があります。廃棄物処理においても利便性の向上や業務の効率化に向け、DXの推進に 向けた取り組みを検討していきます。

- 例)・AI等を活用した業務の効率化
 - ・オンライン手続等による利便性の向上
 - ・キャッシュレス決済の活用

●家庭ごみコスト負担のあり方についての検討

家庭系ごみの有料化については、排出量に応じた負担の公平性が図られ、循環型社会システム構築のための一つの手段として考えられます。現状では、市民の1人1日あたりの家庭系ごみ量は減少傾向となっており、今後のごみ減量の取り組み状況を見極めながら、他自治体の動向等を調査研究するとともに、適正な負担のあり方について議論と検討を行っていきます。

●事業者の自己処理責任の徹底

事業者の自己処理責任・受益者負担の考えを踏まえ、事業系ごみの減量・資源化誘導の観点について調査研究を行いつつ、自己処理責任等の徹底の一つとして適正なごみ処理手数料について検討を行っていきます。

●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり

脱炭素先行地域とは、令和32 (2050) 年の脱炭素社会の実現に向け、令和12 (2030) 年度までに家庭や事業所などで消費する電力に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、魅力と質を向上させる地域創生に取り組む区域のことです。

令和4(2022)年度に脱炭素先行地域に選定された名古屋市港区の「みなとアクルス」において、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素社会の実現を目指す中で、循環型なまちづくりに取り組み、環境負荷が抑えられた持続可能な経済・社会の仕組みを構築します。

- ①市内のごみから生じるバイオマス発電電力を地域内へ還元することで、地産地消の循環型エネルギーシステムを構築
- ②地域内の生ごみを肥料・飼料にして市内農家へ提供し、その肥料で食物を育て、その食物を再び地域内で利用する循環型の仕組みを構築
- ③健康な食生活やフードドライブ、省エネな調理方法等を学ぶイベントを開催し、食を通して循環型社会を学ぶ取り組みを実施



施策の柱⑬ きれいなまちづくり

●不法投棄防止対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、通報制度の運用により、不法投棄の早期発見と的確な処理指導を行います。

●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適で住みよいまちづくりを推進するため、「名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を施行しており、市内24地区の美化推進重点区域を中心に、職員によるパトロール及び啓発活動を行うとともに、市民、事業者と行政が協働して町をきれいにする「名古屋クリーンパートナー制度」を実施していきます。

また、市民が美化活動に取り組むきっかけとなるよう、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しい市民参加型の環境と健康の両方にやさしいフィットネス「プロギング」などの啓発活動を実施し、市民の機運の醸成に向けて対策を進めていきます。

●カラスによる散乱被害対策の推進

カラスによるごみや資源の散乱被害を防ぐ対策について広報・周知するとともに、散乱被害の大きい箇所について、各被害箇所に応じた対策を講じることで、改善を図ります。

〈対策例〉



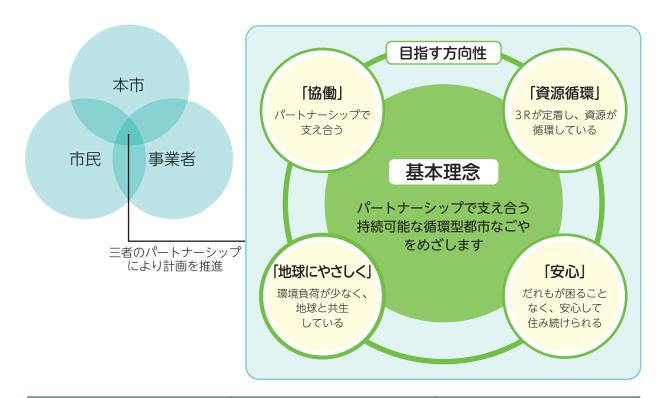
生ごみを目隠しして カラスに気づかれない ようにする



第 計画の推進に向けて

パートナーシップによる計画の推進

「持続可能な循環型都市なごや」の実現に向けては、市民・事業者・本市のパートナーシッ プによる計画の推進が必要です。ここでは市民・事業者・本市に期待される役割を示します。



市民の役割

- ●ごみ・資源の発生抑制(リ デュース)・再使用(リユー ス) に積極的に取り組みま す。
- ●再生利用(リサイクル)を 進めるため、ごみ・資源の 分別に取り組むとともに、 適正排出を行うなどきれい なまちづくりに努めます。
- ●集団資源回収など、ごみの 減量・資源化を目的とする 活動への参加に努めます。
- ●環境に配慮された製品を購 入するなど、日常生活の中 で環境負荷の低減に努めま す。

事業者の役割

- ■ごみ・資源の発生抑制(リ デュース)・再使用(リユー ス) に積極的に取り組みま す。
- ●事業活動に伴うごみについ ては、事業者自らの責任に おいて適正に処理するとと もに、資源化の推進に努め ます。
- ●拡大生産者責任の考え方に 基づき、製品の設計から使 用後までのライフサイクル 全体に配慮した事業活動に 努めます。
- ●環境にやさしい取り組みや 製品の広報を積極的に行う よう努めます。

本市の役割

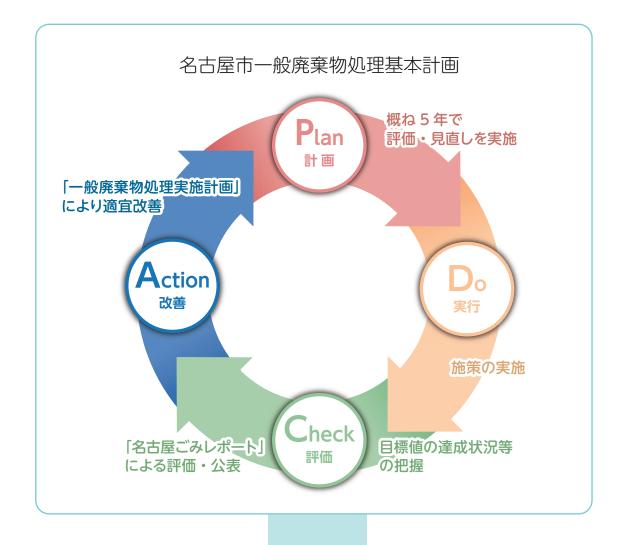
- ●市民・事業者に対して、ご みの減量・資源化に関する 効果的な普及啓発や分かり やすい情報提供を実施します。
- ●市民・事業者が、ごみの減 量・資源化に取り組みやす い環境を創るため仕組みづ くりを進めます。
- ●市民・事業者の規範となる よう、率先してごみの減 量・資源化の取り組みを実 施します。
- ●ごみ・資源を安全かつ適正 に収集・処理する体制を確 保するとともに、災害時や 感染症拡大時にも収集・処 理事業を継続します。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、目標値の達成状況や施策の進捗状況を把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、より多くの市民・事業者の皆様からごみの減量・資源化に対する理解と協力が得られるよう努める必要があります。

本計画では、「計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)」の考え方に基づき、年度ごとに適切に進行管理を進めるとともに、概ね5年で計画の評価・見直しを行います。

また、必要な対応策については、毎年度策定する「名古屋市一般廃棄物処理実施計画」に反映のうえ取り組みを推進するとともに、本市のごみ行政に対する市民・事業者の皆様の理解と関心を深めていただくため、目標値の達成状況や施策の進捗状況をまとめた「名古屋ごみレポート」を作成し公表します。



持続可能な循環型都市なごやの実現

3 取り組みスケジュール

「持続可能な循環型都市なごや」の実現に向けた各施策における取り組みスケジュールを以下に示します。

なお、「第4次名古屋市環境基本計画」の計画期間である令和12 (2030) 年までに各施策を集中的に進めるとともに、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年で取り組みを点検・評価し、見直しを実施していきます。

■重点施策1 プラスチック資源循環の推進

		計画期間	
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
1 「減らす」			
●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減	検討・実施		····
● 2 R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの 検討	検討・実施		
●マイボトル・マイカップの利用促進	実施	-	····
2 「大切につかう」			
●プラスチック製品のリユースの推進	実施	•	•••••
●アップサイクルによる意識の醸成	実施	-	
3 「循環させる」		·	
●プラスチック資源の一括収集	実施	-	
●事業系ごみの分別・資源化の促進	実施	-	
●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進	実施	-	•••••
4 「置き換える」		·	
●代替素材・バイオマスプラスチック等の適切な利用の 広報・啓発	実施	-	
●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進	検討・実施		-

■重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画

		計画期間	
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
1 協働による食品ロス削減運動の展開			
●事業者と連携した食品ロスの削減	検討・実施		·····
●食品□ス削減月間の取り組み	実施	-	·····
●フードドライブの推進	実施	-	•••••
●フードシェアリングの推進	実施	-	
●組成調査による食品ロスの実態の把握	検討・実施一	-	
2 食品ロス削減行動をする市民の拡大		·	
●市民への「食品ロス削減行動」の呼びかけ	実施	-	·····
●環境教育の推進	実施	-	····
●市関係局等と連携した食品ロス削減の推進	実施	-	····
3 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ			
●食べ残しゼロ協力店の拡大	実施	-	····
●商慣習の見直し「販売期限延長」に向けた検討	検討・実施一	-	····
●未利用食品の再利用に向けた働きかけ	実施	-	•••••
●講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施	実施	-	

■施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

		計画期間	
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
① 環境学習の推進			
●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進	実施	-	•••••
●学習拠点における環境学習の推進	実施	-	····
●幼稚園・保育所・学校等における環境学習の推進	実施	•	••••••
② 情報発信と行動の展開			
●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進	実施		····
●環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ	実施	-	•••••
● 3 Rの取り組みの意義・成果の発信	実施	•	•••••
●多様な媒体を活用した情報の発信	実施——		•••••
●事業者・大学等と連携した情報の発信	実施	•	••••••
●なごやSDGsグリーンパートナーズを活用した事業者 による3Rの推進	実施——	-	····
●市役所による率先行動	実施	-	••••

■施策2 2 R (リデュース・リユース)の推進

		計画期間	
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
③ 使い捨てプラスチックの削減			
●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減	検討・実施	-	
● 2 R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの 検討	検討・実施一		
●マイボトル・マイカップの利用促進	実施	-	
④ 食品ロスの削減		·	
●協働による食品ロス削減運動の展開	検討・実施	-	····
●食品ロス削減行動をする市民の拡大	実施	•	
●事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ	検討・実施一	-	
⑤ モノを大切にする意識の醸成		·	
●事業者と連携したリユース事業の実施	実施	-	
●アップサイクルの普及促進	実施	-	••••••
●リユースの啓発と取り組み支援	実施	-	····
●長く使う、直して使う意識の醸成	実施		·····

■施策3 分別・リサイクルの推進

			=±.m	HAP9	
				期間	
		R6		12	R22
		(202	4) (20	30)	(2040)
6) 「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実	施			
	●紙製容器包装と雑がみの一括収集	実施	-		•
	●プラスチック資源の一括収集	実施	-		
	●その他分別区分の見直しの検討	検討	(検討を踏まえ	対応) …	
(7	分別意識のさらなる向上				
	●ターゲットに応じた効果的な広報	実施	-		····
【家庭系】	●分別排出の推進	実施	-		
系】	●住宅管理会社との連携	実施	-		
	●地域との協働	実施	-		·····
	●事業系ごみ(古紙・生ごみ・プラスチック)の分別・ 資源化の促進	検討	· 実施 →		·····
事業系】	●条例等に基づく立入調査の実施	実施	-		·····
光	●中小事業所への啓発	実施	-		·····
	●許可業者と連携した排出事業者への働きかけ	実施	-		·····

	計画期間
	R6 R12 R22 (2024) (2030) (2040)
⑧ リサイクルのさらなる推進	
●集団資源回収団体等への支援	実施→
●古紙持ち去り防止対策の推進	実施→
●アルミ缶等持ち去り防止対策の推進	検討·実施 →
●拠点回収(小型家電・充電式家電、食用油)の実施	実施→
●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進	実施→
●生ごみ堆肥化の促進	実施→
●草木類のリサイクルに向けた検討	検討・実施→
●新たな品目のリサイクルや処理ルートの検討	検討 (検討を踏まえ対応)

■施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

	計画期間
	R6 R12 R22 (2024) (2030) (2040)
⑨ 社会課題に対応した収集・処理の推進	
●高齢者等の排出弱者への支援	実施→
●一時多量ごみ等への対応	実施→
●自己搬入の利便性向上の検討	検討・実施→
●社会情勢の変化を踏まえた収集体制の検討	検討 (検討を踏まえ対応)▶
●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進	実施→
●適正処理困難物等への対応	検討 (検討を踏まえ対応)▶
●収集時の環境負荷の低減	検討・実施→
●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進	養 検討・実施 → ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●大規模災害・感染症への備え	実施 →
⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設整備	
●焼却工場の整備	実施 →
●資源選別・保管施設、破砕施設等の整備	実施 →
⑪ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保	,
処分場の負荷軽減	実施 →
処分場の適正管理	実施 →
●広域処分場の活用	関係機関に働きかけ→
●新規処分場の検討	調査・検討

■施策5 快適に住み続けられるまちづくり

			計画期	期間	
	R6 (202	4)	R12 (203		R22 (2040)
⑫ 循環型社会に向けた社会経済システムの構築					
●資源循環とビジネスが融合した社会の形成	検討	・実施	-		·····
●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ	関係機	関に働きか	\(\f\)→		·····
●廃棄物処理における DX 化の推進	検討	・実施ー	•		•••••
●家庭ごみコスト負担のあり方についての検討	検討	(検討を	踏まえ	対応)	•••••
●事業者の自己処理責任の徹底	検討	(検討を	踏まえ	対応)	·····
●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり	実施)——	-		•••••
③ きれいなまちづくり			·		
●不法投棄防止対策の推進	実施)———	•		
●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進	実施		-		
●カラスによる散乱被害対策の推進	実施		-		

第2部 し尿等処理基本計画



計画の策定にあたって

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においては、明治時代から下水道の整備事業 を開始し、途中戦争による中断があったものの、着実に下水道の整備拡大を進めてきました。

その結果、令和5(2023)年3月末現在では、下水処理区域(以下、「処理区域」という。)の面積は、市街化区域の96.4パーセントにあたる29,164へクタールとなり、市の総人口の99.4パーセントにあたる230万5,900人の市民が下水道を利用できることとなりました。今後も処理区域を拡大していく予定です。

しかし、今後の下水道の普及率の上昇に伴い、くみ取り便所及び浄化槽の設置数は、徐々に減少するものと予測されますが、処理区域にあっても未水洗化家屋が残存している現状から、今後もくみ取り便所及び浄化槽が残るものと予測されます。

このような状況の下で、市民の衛生的な生活環境の確保のため、くみ取り便所のし尿(以下、「し尿」という。)及び浄化槽清掃時に発生する汚泥(以下、「浄化槽汚泥」という。)の処理については、引き続き、その適正処理体制を確保する必要があり、本市のし尿及び浄化槽汚泥処理の施策の基本事項を「し尿等処理基本計画」として定めます。

なお、災害時のし尿処理については、「名古屋市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ 円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

第2章

章 計画の基本方針

1 処理区域内

処理区域においては、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図りつつ、水洗化の普及促進に努めていきます。

2 処理区域外

下水処理区域外(以下、「処理区域外」という。)においても同様に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図ります。

3 計画期間

計画期間は、令和6 (2024) 年度から令和22 (2040) 年度までとします。 計画期間中に諸条件の大きな変動があった場合は、適切な見直しを行います。

第3章 処理計画

1 し尿等の処理量の将来予測

(1) 下水道整備

下水道未整備地域については、土地区画整理事業などと整合を図りながら整備を進めています。

(2) し尿等の処理量の将来予測

将来のし尿等の処理量は過去の実績をもとに予測しました。(P91「し尿等の処理量の実績と推計値」を参照)

(単位:キロリットル)

	令和4(2022)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
し尿	8,804	8,475	8,301
浄化槽汚泥	20,804	15,114	12,091

2 水洗化等普及促進

(1) 処理区域内

処理区域においては、水洗化促進のため、引き続き戸別訪問による普及活動を進めるととも に、くみ取り便所等の改造のための助成制度をより一層活用し、普及促進を図っていきます。

(2) 処理区域外

処理区域外においては、下水道整備事業の進捗により対象範囲が狭まりつつあることから、 くみ取り便所や浄化槽設置家屋のデータ把握に努め、新たに下水管工事を行う地区への事前説 明会の開催等で効率的な普及促進に努めていきます。

3 収集・運搬計画

(1) し尿

アー体制

現在、し尿の収集及び運搬は、3環境事業所(北・中川・緑)で実施しています。

イ 収集回数等

収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月2回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。また、仮設便所の収集においては、現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立入検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

4 処分計画

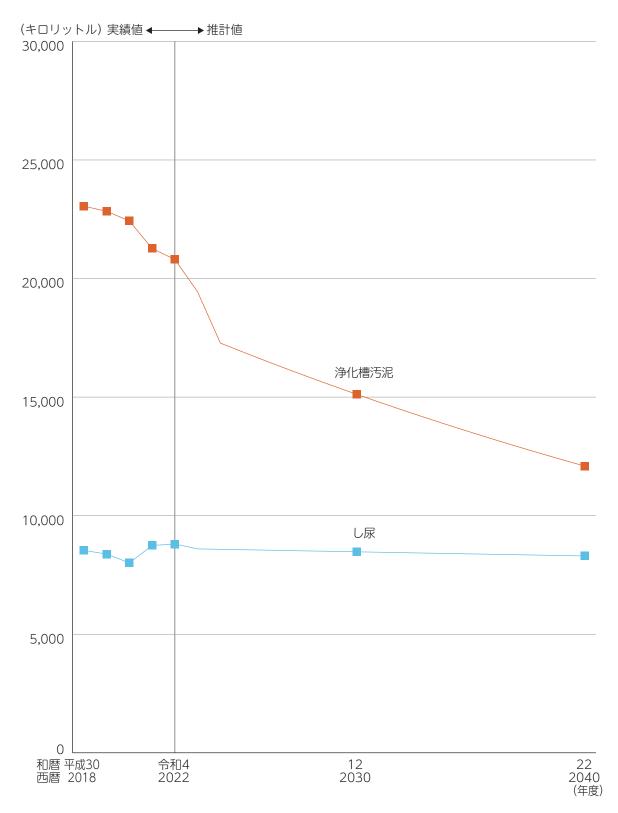
(1) 処分方法

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

(2) 施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3作業場(下飯田・港・内田橋)で実施しており、引き続き安定的な処分を行うために、適切な施設運営に努めていきます。

〈し尿等の処理量の実績と推計値〉



※令和5年9月まで浄化槽汚泥の比重を1としていましたが、実績に基づき、令和5年10月から比重を1.1に変更しました。

一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会

6次計画を策定するにあたり、専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、学識経験者等から構成する一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会を令和元(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて10回開催しました。(令和2年6月までに5回開催した後、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化などを踏まえるため、約2年間開催を中断しました。)

【一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会 構成員名簿】

氏 名	役 職(令和5(2023)年10月30日時点)
浅井 秀子	名古屋市保健環境委員会 会長
東珠実	椙山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
稲葉 陸太	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 (資源循環社会システム研究室) 主任研究員
宇佐見 孝	愛知中小企業家同友会 理事
小林 富雄	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授
野口定久	佐久大学 人間福祉学部 教授 日本福祉大学 名誉教授

(50音順、敬称略)



名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室 〈令和6年4月1日から組織名称が変更になります。〉 名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話:052-972-2398 FAX:052-972-4133

E-mail: a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp







